

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月11日午前10時00分				議 長	山野井 隆
	散会	令和8年 6月11日午後 2時05分				議 長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	彦 坂 哲		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	立	野	啓司
政	策	推	渡	来	真一
財	政	部	海	老	原輝夫
健	康	福	飯	山	貴与子
こ	ど	も	香	取	美弥
ま	ち	づ	森	川	和典
建	設	部	原	部	英樹
都	市	整	浅	野	和生
教	育	部	飯	竹	永昌
消		防	岡	田	直紀
会	計	管	斉	藤	理昭
総	務	部	蛭	原	一雄
都	市	整	中	村	有幸
都	市	整	稲	葉	克彦
総	務	課	土	谷	靖孝
魅	力	と	数	藤	弘人
生	活	支	根	本	真人
高	齢	福	井	橋	久美子
国	保	年	吉	住	三世子
産	業	振	岡	田	崇
環	境	対	吉	田	卓也
建	築	指	田	中	健士
図	書	館	櫻	井	裕久
魅	力	と	星		芳宏
環	境	対	秋	田	諭一
都	市	整	中	野	潤一

令和 8 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木）午前 1 0 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 加増 充子 議員
- ② 佐野 太一 議員
- ③ 本田 和成 議員

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①加増 充子 議員
- ②佐野 太一 議員
- ③本田 和成 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

傍聴者の皆様、本日は傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。ここで、傍聴の際の一般的な注意事項を申し上げます。この建物においては、議長の許可を得ずに写真等の撮影・録音・録画等を行うことが禁止されています。スマートフォンでの撮影も同様です。もし、撮影・録音・録画を希望される場合は、事前に議会事務局職員にお伝えください。また、傍聴席では飲食と喫煙が禁止されていますが、周囲に配慮の上、水分補給はしていただいて結構です。そのほか、傍聴規則を守っていただき、静かに傍聴していただくよう御協力をお願い申し上げます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおり、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。今日は、傍聴者の皆さんも、朝早くからおいでいただきましてありがとうございます。頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

じゃあ通告順に従って伺います。取手 2 大開発について。まず 1 つ目は、西口開発についてです。事業計画策定・組合設立認可準備の状況について伺います。補助金の申請そして交付決定、地権者は 7 人から 6 人に減った、この経過について具体的に伺います。

〔24 番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。現在、再開発準備組合におきましては、令和8年度中の県知事による再開発組合本組合の設立認可を得ることを目標としまして、様々な準備作業を進めております。具体的には、本組合設立に向けた事業計画作成作業として、再開発事業全体の基本設計や資金計画作成などに着手をしております。また地盤調査なども行っているところです。準備組合が行う事業計画作成作業のうち、基本設計と資金計画作成に要する費用につきましては、市から準備組合に対して補助金を交付することとし、令和8年4月15日に準備組合から市に対して補助金交付申請書が提出をされまして、市としましては厳正かつ慎重な審査を行った結果、1億2,340万円の補助金を交付することに決定をし、令和8年4月30日付で補助金交付決定通知を行ったところです。また、準備組合としましては、今後は補助対象事業のほかにも、定款や組合設立同意書類といった組合設立認可に必要な図書の取りまとめ、各関係機関との協議、権利変換基準案、補償基準案の作成といった様々な作業を進めていくこととなります。このように準備組合におきましては、本組合設立に向けた作業を順調に進めている状況となっております。市としましても、準備組合に対して積極的に助言・支援などを行ってまいります。

2つ目といたしまして、地権者の人数のことについて御質問がございました。その点についてお答えさせていただきます。再開発事業につきましては、今年の2月27日に都市計画決定を行いまして、その旨の公告を行うとともに、都市計画法57条に基づく届出の公告も同時に行ったところでございます。都市計画法57条は、都市計画事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者が、当該土地、予定対価の額、土地を譲り渡そうとする相手方などについて市長に届け出ることににより、事業を円滑に遂行するため、また土地の投機的取引をできる限り事前に防止するため、第三者に先んじて市が先買いすることを可能とする制度です。今年の3月12日に、1名の地権者の方から市に対しまして都市計画法57条の届出がなされ、土地を譲り渡そうとする相手方は、再開発事業施行予定区域内の別の地権者となっております。市としましては、土地を譲り渡そうとする相手方が施行予定区域内の別の地権者であり、区域外の第三者の参入による事業の複雑化や土地の投機的取引の懸念が生じるおそれが低いことから、届出のあった土地を買い取らないこととし、これを受け、土地を譲り渡そうとする地権者と相手方の地権者との間で、当該土地の売買契約がなされたものです。今回の売買につきましては、買い主が施行予定区域内の別の地権者であることから、施行予定区域内の地権者数、組合員数が7名から6名に変更となりましたが、施行予定区域の変更はございません。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今の部長の説明は——この流れは理解しました。それで次について伺います。激変するこの経済下の中で、事業推進をする地権者と取手市に高リスクは

避けられないのではないかと。地権者の皆さんは権利変換率の低下でリスクは大きくなっていくのではないかと、そういう大変な懸念をする思いであります。従来の資産価値は下落したまま、事業費は、物価高・建築資材等の高騰による事業費の拡大で変換率は下がるばかり。2017年時点の計画立案支援業務委託の資料から計算した変換率は、10%以下でした。9年前の試算でそうでしたから、その後の経済変動を考えれば、ホルムズ海峡と中東問題での影響は大きく影響することは明らかです。さらに権利変換率は下がると見ておりますが、どうなのでしょう。具体的にお示しください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。組合施行の市街地再開発事業におきましては、事業費は国や市からの補助金以外の部分につきましては、基本的には保留床を売却した額で賄う仕組みとなっております。そのため、建築工事コストなどの高騰により総事業費が上昇する場合、事業費を賄うための保留床単価を高く設定する必要性が生じることとなることも考えられ、その場合には権利床の単価も高くなるのが一般的でございます。権利床の単価が高くなる場合には、地権者に権利変換する権利床の面積が減少する可能性も考えられます。しかしながら、権利変換におきましては、従前の土地や建物の権利の価値を、新しく建てられる再開発ビルの床の権利の価値と等しい価値に置き換える、等価交換という考え方による必要があります。等価交換であることから、権利床の面積が減少した場合であっても、地権者の財産的な価値は同等となることとなり、再開発事業の施行によって権利者の——地権者の財産的な価値が減少するといったことは、再開発事業の性質上はないと認識してございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今の説明では、変わりはないという話なんですけれど、しかし、この情勢悪化の中で権利変換率は動きます。そうすると、地権者へのリスクも大きいのではないかと、これは——そういう心配は拭えないですよ、ありますよね。そうすると、そういう中で地権者にもリスクがあるのではないかと、そして取手市としてのリスクはどうなのかということを伺いたいんですが。総事業費187億円と示されておりますが、今後上昇もあり得る、補助金も増額されることになるのではと考えておりますが、この取手市へのリスクが大きくなるということ、どのように見えますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。補助金の増額のリスクといった御質問かと思えます。市から組合に対する補助金額につきましては、現時点におきましては、特に増額の予定とはなっておりません。しかしながら、今後、例えば建築物の建築費用のうち、補助対象となり得る部分に関する費用が上昇するといった事態になった場合などにつきましては、補助金額が増額となる可能性もあり得ると考えております。なお、市からの補助金につきましては、その財源に国庫補助金を有効活用するなどして、市の持ち出しを極力少なくしていくよう努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に行きます。再開発の目的は、駅周辺の活性化とうたわれていますが、参加地権者は6人——30%です。また、公共施設の床取得整備費も——失礼いたしました。30%で、これで活性化が果たせるか、どのように受け止めているんでしょうか。参加人数だけではない、面積を活用していくと、これまでも説明されてきましたけれども、建物は建つとしても、一部の地権者だけで再開発事業を進めることになります。補助金投入は、公共の福祉としての役割は果たせるのか。当初は20人だったのが6人になり、20人の地権者の合意に失敗して、そのことへの反省もなく、面積さえ一定の規模が確保できればという、その考え方が大間違いなんではないかと思います。重ねて言えば、西口開発6.5ヘクタールの区画整理事業で、見た目の町並みはきれいになったかもしれません——駅前がきれいになったと見えます。しかし、7,000平米の事業区域の移転・解体が始まったのが——これA街区ですね、十数年前。区画整理と再開発の一体整備と言いながら、今の現状はどうでしょうか。再開発に参加予定の地権者は6人、本来行われているべき住民合意が僅か6人になってしまった、この現状について、反省がないまま、図書館頼みでにぎわいをつくるのが可能だと思ってるんでしょうか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まず、地権者の参加者としましては、6名となりました。そういったことから、その人数だけを見て少ないというふうに思われるかもしれませんが、A街区全体の面積、約0.7ヘクタールのうち、再開発事業の施行予定面積は約0.5ヘクタールであることから、再開発事業の施行面積はA街区全体の面積の7割以上の面積を占めることとなり、A街区の大部分の土地を用いて再開発事業を実施するという予定となっております。A街区のおの地の地権者の所有する土地の面積は、地権者によって大小があるため、事業の有効性を判断していく上で重要なことは、事業参加者の数よりも、A街区全体のどの程度の割合の面積の土地を利用して再開発事業を実施していくか、という点がより重要であると考えております。こうした観点からは、A街区の7割以上の面積を施行予定区域として再開発事業を実施する予定であるため、A街区の土地につきましては、十分に有効な土地利用を図ることが可能であり、中心市街地の活性化やにぎわい創出につなげることができると考えております。

また、公共の福祉という観点での御質問もございました。都市再開発法第1条は、法の目的としまして、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新等を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」と規定してございます。都市再開発法に基づく再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることが可能となります。地権者の皆さんにとっては、再開発事業が実現し、共同化された大規模建築物が建築されることにより、個人の土地をおののおで利用するよりも、高度かつ大規模な土地利用を図ることが可能となるメリットがございます。このように、再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進することが、公共の福祉に寄与することとなるため、市としましては、まさに公共の福祉に資するために、地権者と一体となって再開発事業の実現に向けて尽力しているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 先ほど、区画整理によって駅前がきれいにはなったけれども活性化しているのか、という御質問が中にあると思いますので、その点について述べさせていただきたいと思います。まず、この目的——大きな目的としましては、やはり市の持続可能な発展を図っていくために、現状維持ではなく、魅力ある都市空間を整備していくということが、ひいては若い世代の転入者を増やし、選ばれるまちとしていくという、こういう目的が非常に重要であると思っております。そうしたことから、市の顔であるA街区におきましてこの再開発事業は、駅前のみならず市全体の魅力を高め、そして居住人口を増やし、市の活性化や持続可能な発展につなげていくものでありまして、市にとって必要であり有効な事業であると考えております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、現在、区画整理事業による基盤整備が完了したところでもございまして、現在としましては過渡期の段階であることから、A街区につきましては駐車場などの暫定利用がなされている状況ではありますが、今後、A街区において再開発事業を実施し、再開発ビル内に利便性の高い複合公共施設を整備することによって、取手駅周辺地区の魅力度を高め、東口も含めた駅周辺地区全体の活性化の起爆剤となる効果が期待でき、これによりまして取手駅周辺に多くの人が集まり、人の流れが増加し、中心市街地にふさわしい魅力と活力に満ちあふれたエリアとなることが期待可能となります。こうした観点から、A街区において再開発事業を実施し複合公共施設を整備することは、非常に大きな意義があるものと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 区画整理事業は32年間経過しました。そして今、部長の説明では、今はまだ「過渡期」だとおっしゃいました。32年間かかって、今、過渡期。じゃあ駅前が本当に活性化するには、あとまた倍の時間、30年もかかるんじゃないかと私は大変そこは心配しております。そういう中で駅前の活性化とおっしゃってますけれども、一部の大きな地権者のみならず、地権者全体の総意の反映と市民の要求と理解があつてこそ、にぎわいは期待できるものだと私は考えております。駅前の活性化を図るには、A街区の全ての地権者の皆さんとの協議——全ての皆さん——地権者ですよ、市民合意は鉄則であります。活性化を図るための努力、その方針はどのように考えているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。A街区の再開発事業に参加されない地権者の方につきましては、再開発事業の施行予定区域に隣接する地権者でございますので、土地利用方策によっては、再開発事業に一定の影響が及ぶ可能性も考えられることから、参加しない地権者の土地利用意向や建築物の建築計画などにつきましては、積極的な情報交換などに努めていきたいと考えております。

また、建築物の用途や景観などにつきましては、法令や地区計画に違反しない限りは法的には許容されますが、同じA街区内に位置する土地ですので、街区全体で統一感のある魅力的なまちづくりが可能となるよう、参加しない地権者に対しても、建築物を建築する場合には必要な協議や調整などを行っていききたいと考えております。再開発事業に参加す

る地権者と個別に土地を利用する地権者とが協力しながら、A街区全体として魅力あるまちづくりが可能となるよう、市としても尽力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に伺います。これまで取手市は、令和 6 年 3 月 15 日の広報で突然、図書館を核とする複合施設構想を明らかにしました。しかし、図書館関係者との協議も教育委員会での議決もありませんでした。基本構想決定は、教育委員会の不作為と市長部局の独断専行で進められてきたものと、私は受け止めております。本計画の主な目的は駅前のにぎわいをつくるというもので、にぎわいは図書館頼みです。そこで教育長にお尋ねします。このような誤りを改めることなく、教育施設である図書館を核とする計画を進めていくのでしょうか。お答えください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、加増議員の御質問に答弁させていただきます。この A 街区の公共施設の整備につきましては、私も平成 28 年当時は都市整備部の中心市街地整備課におりまして、この再開発事業と、この公共施設を担当しておりました。この当時、平成 28 年度に地権者から要望書が提出されたことを契機に、この公共施設につきましては検討作業を開始したところでもございます。これにつきましては、駅周辺再生本部や下部組織であるワーキングチームなどが継続して、これまで検討作業を進めてきた経緯がございます。この図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針につきましては、令和 6 年の 2 月に開催しました駅周辺再生本部におきまして方針案が決定し、先ほど議員から御紹介ありましたとおり、これを受けまして、令和 6 年 3 月の広報に整備方針の公表に至ったところでもございます。これに至る経過としましては、図書館を核とした複合公共施設を整備するに当たりまして、教育委員会の事務局と市長部局が横断的に協議調整を行ってまいりました。また、社会教育委員や図書館協議会の委員の皆さんに対しましても、適宜、報告等を行ってきたところでもございますし、その報告におきましても、御理解を得た上で検討作業を進めてきたところでもございます。図書館を核とした施設を整備するに当たりましては、我々教育委員会が図書館を運営していく上での専門的な知見を有していることから、そういった意見を反映して進めてきたところでもございます。また、今後も新たな図書館の整備の方向性の検討に当たりましては、教育行政を行う専門的な見地から、我々の意見を反映して協議調整を進めていきたいと考えております。さらに、教育委員会事務局や市長部局だけでなく、アンケートやワークショップなどを通じて、多くの市民の方々から広く意見を聴取いたしまして、多くの方に利用いただける図書館を核とした複合公共施設の整備を進めていきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の答弁ですと、3 月 15 日に広報で出したことは——出したことを肯定化した内容だと思います。そこで私はずっとこの問題で——問題だと指摘してきたということは地方教育行政法 21 条なんです。この 21 条は 1 と 12 のところで、教育委

員会は——教育委員会の職務権限としてうたわれているんですが、教育委員会に所属する学校その他の教育機関、これは図書館も入ります。それについての設置、管理及び廃止に関することを職務権限としております。確かに設管条例は議決されますけれども——ここで議決する内容となっておりますけれども、この教育委員会の中で、その設置について、また廃止についてまでしっかりと議論されて3月15日の取手市広報に出されたのか——それが大変疑問なところであります。

それから、図書館は駅前のにぎわいのためにということ、何回も何回もおっしゃってましたけれども、さきの図書館の講演会の中で、講師の先生は、にぎわいのために図書館を造るという内容は一切話されてませんでした。図書館が魅力だから人が集まって、それがその地域の活性化になるんだということで、図書館なんですよ——核は。どのような図書館を造るのか、どうするのかって、そこが十分な話し合いがされない中でこういうことを出したということは、不作為だと私は思っております。そして今、アンケートを行っております。15歳以上の市民を対象に、無作為に2,500名の方にアンケート用紙を郵送しました。この郵送したアンケートが届いた方にはワークショップの実施と——そのような内容もありますけれども、このアンケートで何を聞くのか、私は本当に気になるところです。都市計画決定案の説明会では、公共施設導入に関する質問にも答えず、その上、公共施設導入計画についての説明会も行わず、市民の知りたいこと、疑問にも答えず、アンケートで何を聞くのか。説明会も行わないで市民に何を求めるのか、具体的にお示してください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。住民説明会につきましては、まず昨年の10月に実施した説明会、こちらは都市計画法に基づいて、都市計画決定のプロセスの一環として実施したものでございます。A街区における第一種市街地再開発事業の都市計画の原案に関する説明会であったため、説明の内容につきましては、市が定めようとする都市計画の原案に関する事項が中心となったということでございます。また、アンケートをどういった目的で実施するのかといった御質問でございますが、現在、複合公共施設に関する基本計画の策定のプロセスとしまして、市民アンケート、中高生アンケート、企業アンケート、図書館利用者アンケートの4種類のアンケートを実施しております。こちらの目的は、基本計画策定に当たりまして、多様な属性を持つ市民の皆さんの御意見を広くお伺いし把握すると、それを基本計画策定の基礎資料とするということでございます。こういった説明会——都市計画原案に関する説明会と複合公共施設に関するアンケートということを現在実施しておりますので、そういった中で多様な市民の皆さんの御意見を聴取——お伺いしたいと思っております。また、その一方で、複合公共施設の説明会ということにつきましては、基本計画の策定プロセスがある程度進み、計画の素案を作成した段階におきまして、その内容について説明をさせていただき、御意見をいただくことが効果的な方法であると考えております。そのため、住民説明会の実施の時期につきましては、アンケート調査やワークショップと同時期ではなく、ある程度、基本計画の素案の作成作業が進捗してから実施するということを考えておりまして、具体的な時期につきましては、作業の進捗状況を勘案しつつ、今後検討してまいりたいと考えております。以

上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これも図書館で頂いてきたアンケートなんですけれども、この中で「どこにお住まいですか」というのはいつものとおりなんですけれども、「図書館の利用頻度を教えてください」とか、「週に1回ですか」とか「何回ですか」とか、そのような内容です。「駅周辺の利用についてを伺います」というのは、「どのぐらい駅周辺に行きますか」、そういう内容ですね。「図書館を核とした複合施設についてお聞きします」といろいろあるんですけれども、私はここで、このようなアンケートを取っても、取手市がどのような図書館を核とする複合施設を考えているのか、子どもたちにとってどんな図書館が必要なのかな、高齢者にとってもどんな図書館を望むのかな、そういう話が十分された中でのアンケートではないわけです。そうすると、漠然としたアンケートなんですよね。そういう中でこのようなアンケートを取って、さらにそれを基に進めていくということなんですけれども、図書館って大事な施設です。社会教育施設です。ないがしろにはできません。本当に図書館を愛している方、そこで働いている方の思いは、こういうアンケートに入っているのか、思いがあるのか、本当に何も感じられないアンケートだと私は受け止めました。そういう中でしっかりと図書館を進めていくにはどうするのか。今の場所でいいのか、駅前には本当に必要なのか、そういうことも併せて関係者との話し合いを進めた中で十分なアンケートを市民の皆さんに伺う、そういうプロセスがちょっと抜けているのではないかと思います。さきの図書館の学習会のときも、講師の先生の話、とても勉強になりました、図書館って本当に大事ですって話がよく分かりました。だからこそ私は、このアンケートの中にも、もっと魂を込めた中身が入ったほうがいいんじゃないかと、私すごく受け止めておりますので。

次に伺います。そういう中で、これまで本当にアンケートで何を求めるのかという中で、この取手市の都市計画審議会での審議に当たり、私も開示請求した中身を見せていただいたんですが、公聴会の市民の公述について、審議会委員の方から、「公述意見の取扱いは」と質問がありました。それに対して事務局は、「都市計画原案についての意見はなかったのでそれに含まれていない」と、事実と反する答弁をして審議が進められたんです。公聴会での公述は審議の対象ではないと切り離して審議の前提から排除した、こういうやり方をしてるわけですよ。このように市は市民の声を聴くこともなく、この事業を推進する姿勢が今問われているんです。あわせて、市民全体の奉仕者としての自覚を持つならば、このような乱暴極まりない非民主的な事業の推進は本当に許されるものではないと、私は感じます。最後に、このことについて市長の答弁を求めたいんですが、市長いかがでしょうか。ただし、市長の答弁でなければ、課長・部長の説明はもうこれまでと同じことですので、私は要らないので、市長の答弁をお願いします。

〔議場騒然〕

○議長（山野井 隆君） 質問者は答弁者を指定できませんので……

○24 番（加増充子君） そんなの分かってます。

○議長（山野井 隆君） （続）御理解ください。

都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。市街地再開発事業について、都市計画決定を行う際に都市計画に定める事項、こちらは都市計画法や同法施行令、都市再開発法において法定されており、都市計画決定図書の中の建築物の整備に関する計画欄には、主要用途としまして、住宅、商業、公共公益、駐車場と記載しているのみであり、市が整備を予定している複合公共施設に関する内容は記載しておりません。そういった中で公聴会における公述人の意見は、都市計画決定の進め方や複合公共施設に関する内容などであり、再開発事業の都市計画原案の内容に関する意見とは異なるものと認識したため、都市計画審議会における発言となったものであり、特段問題があるとは考えておりません。複合公共施設の整備プロセスにおきましては、しっかり責任——説明責任を果たしつつ、慎重かつ丁寧に進めていく予定であるため、乱暴なやり方であるとの御批判は全く当たらないというふうに認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 市民の方からも、本当に駅前の再開発が、このような建物ができますよ、こういう内容ですよ、というのは——十分それは分かっているんです。だけれどそれが、公共施設が入ることによって私たちの税金が投入されていくわけですから、市民は本当によくその内容を知りたい。それは私たちにとってどういう施設になっていくのか、それを知りたいわけですよ。ですから意見を公述人もきちんと申しました。そのことも反映されない審議会というのはあまりにもひどいんじゃないですかということを、私は伺いました。市民の声も聴かないで進めていく西口開発、本当にこのままでいいのか。32年たって「過渡期だ」とおっしゃってますけど、本当に活性化してできるのは、あと30年かかるのではないか、それは誰も思うことです。そのようなことを本当に心配している市民もいるということで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。終わります。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 2点ほど述べさせていただければと思います。先ほど、アンケートの御質問の中で、「魂が入っていない」ということを議員おっしゃいましたけれども、これは、いろんな今後の進め方を担当部局で考えるに当たりましては、やはり基本設計に入ってきている段階であって、その中でどのように多様な市民の皆さんの望むようなものを造っていけるかということでは、やはりアンケートを——種類、数多くございますけれども、そういうことを進めていくのが最も望ましいだろうと。そういう中で反映できるものは反映を可能な限りしていきたいと、こういう思いの下でアンケートというものを今回企画させていただいたものでございますので、その辺、魂は十分入れながら何事も進めておりますので、御理解いただければと思います。

そしてもう1点ですけど、「あと30年たつのか」というお話ございました——区画整理事業が終わった後の、というところでお話ありましたが、私が述べさせていただきましたのは、区画整理事業によって基礎的な町並み、基盤が整えられたことによって、宅地から宅地へ換地されてもう利用を開始されている方々、多数いらっしゃいます。その

中で中心的な街区であるA街区においては、やはり活性化というところの重要度が大きいものですから、そういうところの部分について、「過渡期」ということで述べさせていただきました。もう駅前の交通広場は、おかげさまをもちましてきれいに整備をさせていただきました。都市計画道路も出来上がりました。そして、残された街区というA街区の中で、今まさに再開発事業を行って、西口周辺の総仕上げというところに今向けて進んでおりますので、決して30年かかるなどということは、もちろん思ってもおりませんし、再開発事業が出来上がることによって飛躍的に——東口も含めながらまちが活性化していくと、こういう道筋を描きながら進めておりますので、あわせまして御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これで西口関係は終わりにします。ありがとうございました。

次、桑原開発について伺います。5月23日の準備組合総会の中で、地権者から寄せられた声と組合総会への実質参加割合と準備組合、182名の地権者の事業化への意欲について伺います。市としての受け止め方、そしてまず参加人数、それから委任状はどのくらいだったのか、事業化への意欲はどういうものがあつたか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。桑原地区土地区画整理準備組合の総会につきましては、5月23日土曜日に、井野公民館にて開催されました。準備組合員数170名中36名が出席され、委任状の提出が77名、合計で113名の参加があり、全体の約7割に相当する出席率となりました。総会では多くの御質問をいただきましたが、これらは全て事業を進めることを前提としたものであり、準備組合員の皆様の事業化への意欲については、引き続き高いものと受け止めております。また、準備組合に参加されていない地権者の方々についても、令和6年度の土地利用意向調査において、所在不明の3名を除く全ての地権者の方々から意向を確認しており、現時点で事業そのものに反対する意向を示された方はおりません。全ての地権者の皆様には、これまでもまちづくりニュースなどを通して情報提供を行っておりますが、今後さらに懇談会等を開催し、事業への理解を深めていただけるよう努めてまいります。市といたしましても、準備組合の活動を引き続き支援し、事業が円滑に進むよう尽力してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に行きます。当初のイオン選定時の事業費や減歩について、地主にとって好条件だったわけですね。イオン撤退表明までの変遷について伺いたいんです。これは全協でいろいろ説明されましたけども、社会的なそういう状況ではなくその内容——事業の中の変遷はどのようになってきたか伺います。当時、事業費はイオン持ちだと、減歩なしとも言われ、事業計画案を伝えられたのが令和4年10月です。私もこれ頂いてきました。事業計画の中で概算事業費が187億円——失礼いたしました。182億円、持込み造成です。その時点で、自己活用で減歩率は平均48%と言われております。その後さらに減歩率が拡大される見通しだと伺っておりますが、令和7年7月30日には、事業協力者であるイオンから縮小が表明されました。その時点までのどのような減歩率、事

業費を予測し、どう伝えられてきたのか、その変遷を伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） お答えします。イオンモール（株）・イオンタウン（株）共同事業体は撤退を表明したものではありませんが、御質問の内容に関連し、これまでの経緯について説明させていただきます。平成29年に事業協力者を選定した後、基本設計の策定や関係機関との協議を進めてまいりました。そして、令和6年度には、都市計画に向けた大きなハードルとなる農林協議の事前調整を完了しております。しかしながら、昨今の物価上昇といった社会経済情勢の変化を受けて、昨年度、イオンモール（株）・イオンタウン（株）共同事業体から、地区全体の土地利用計画の立案と区画整理事業全体の確実な遂行のため業務代行方式を導入することと、事業協力者の土地利用範囲は南側の大街区とすることについて、準備組合に対し提案がありました。これを受けて、準備組合において業務代行方式の実現性——実現可能性や事業への効果を検討した結果、準備組合総会にて業務代行方式に移行することとなったものです。その後、業務代行の公募に向けて民間事業者へのヒアリング調査を実施し、先日、業務代行優先交渉権者の公募を開始したところでございます。

また、これまでの説明ということでございます。事業費の見直しが生じれば減歩率にも影響が出るのが一般的でございます。桑原地区におきましても、昨今、建設資材高騰などの社会経済情勢の変化により物価が大きく変動する中で、その都度、事業計画案の見直しを行ってまいりました。そのような中、地権者へ——地権者の方々に説明してきた内容につきましても、事業協力者の意見を聴きながら、その時点時点での事業計画案から積算した概算事業費や減歩率を基に説明会などを開き、説明してきたものと認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） それぞれ取組はされてきたということは、今の話でも分かりますけれども、要するに、イオンがここに来ますよ、そうしたことによって地域の方は、本当にこの地域に——ここにイオンが来るんだということですごく楽しみにしていた部分もあります。地権者にとっても、有効活用ということでは大変期待されたところですが、その間の内容は本当に十分な合意形成を取られたのか。そういう中で農林協議や関係機関との協議はやられても、地権者との合意は本当にどうだったのか。「やりますよと皆さん言ってます」というけれど、どういう思いで、ここに有効活用として区画整理事業でやってほしいという思いなのか、そういう思いというのは酌み取ったことはございますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。先般の総会におきましても、地権者さんは一枚岩で事業を推進していきたいということの熱い思いというものは、私たちも感じてきております。これはもう数年前から、いろんな説明会などでも地権者さんと顔を合わせいろいろお話をしていく中でも、やはり桑原地区を何とか進めてほしいと。そういう中での決意、お考え、そういう下で今までも進めてきましたので、私たちはそれに基本的に寄り添いながら、いろいろ事業の詳細などにつきましても、その時点にお

いて可能な範囲の中で十分に説明をさせていただきながら、事業化に向けて進めてきたというふうに思っておりますので、地権者さんとの——基本的に事業化への熱い思いといいますか、進めていく考えというものは十分感じておりますので、今後も一緒になって寄り添いながら進めていくという考えでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 当初はイオンが 100%事業費を持ちますよという計画で始まったのが——この令和 4 年のときの内容だったと思います。それが今度は令和 7 年度で、こういうふうに事業協力者からイオンが撤退したということの中で、本当に最初からイオンはこういうことを続けられる、責任を持ってやるということが、確認できてなかったのじゃないか。ただ、市民にそのようになりますよという説明が先に動いちゃったということではないでしょうか。本当に地権者にとっては踊らされてきたという。それから、地域住民の方からも期待させられてきた、そういう状況が今思うんですけれども。ここで、イオンの事業協力者撤退で何で……

○議長（山野井 隆君） 加増議員、「撤退」ではありませんよ。

○24 番（加増充子君） 縮小——でも事業協力者は撤退ですよ。事業協力者ではありませんと。

○議長（山野井 隆君） 誤解を生みますので、きちんと発言してください。

○24 番（加増充子君） 事業協力者は——ではなくなったわけですね。そういう中で、業務代行優先権者の応募開始について改めて伺いますが、イオンのこういう縮小——このような経過に至った理由をもう少しお伺いしたいんですが、お示してください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。イオンモール・イオンタウン共同事業体は、撤退を表明したものではありませんけれども、こういった新たな提案については、昨今の物価高騰が理由であると伺っております。物価高騰の具体的な影響としましては、事業協力者としての地区全体の施設整備に大きく影響しまして、結果として地区全体の土地利用が困難な状況になってしまったということです。これを受けて準備組合では、事業推進体制を業務代行方式へ移行することとし、先般、事業協力者の解除に至ったものです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまでの執行部の説明から見ると、この桑原開発は大変な困難が山積みされているということ、私も改めて受け止めました。そういう中でこの事業の見通しというのは、「ある」とお答えすると思うんですけれども、本当に見通しはあるんでしょうかね。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。業務代行優先交渉権者の公募スケジュールでは、7 月末に開催予定の準備組合総会において正式に選定され、その後、協定の締結を経て業務が開始される見通しとなっております。優先交渉権者と準備組合、そして本市も協力しながら細目協議を進め、事業の誠実性を確認した上で、準備組合は優先

交渉権者と随意契約を締結し、業務代行予定者として位置づけることになります。その後は、本組合の設立に向けた活動に入る流れとなります。また、本市といたしましても、茨城県をはじめとする関係機関と連携しながら都市計画手続を進めてまいります。農林協議の事前調整をはじめとした都市計画手続の期間は、協議によりますので明確な時期・スケジュールはお答えできませんが、都市計画決定後、組合を設立し、工事着手に至れば、全体で4年程度の工事の期間を想定しております。街区によっては2年後ぐらいから使用収益を開始できればと考えているところです。市といたしましては、事業が円滑かつ着実に推進されるよう、準備組合や業務代行優先交渉権者と連携し、必要な支援を継続してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 事業はあくまでも続けていくということですが、これまで桑原開発は13年経過したものなんですよ。本年度予算を含めると約5億円投入してきました。準備組合発足後は組合への補助金として支出したと思いますが、その総額5億円について、ポイントでいいですから、どのようなものに使ってきたのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。平成25年度から令和7年度末までの13年間で、桑原地区活力創造拠点整備推進事業費として約4億5,300万円を支出しており、そのうち約3億100万円が、助成要綱に基づく準備組合への助成金となっております。この助成金の主な内訳といたしましては、事業計画案の作成、交通計画策定調査、地区界測量、道路設計などの基本設計、事業認可や組合設立に向けた業務などが含まれております。また、令和8年度の本年度の予算を含めると、桑原地区活力創造拠点整備推進事業費として約4億8,900万円、そのうち約3億3,700万円が準備組合への助成金として計上されております。本市といたしましては、引き続き、地権者や準備組合と連携しつつ、事業の円滑な推進に向けた支援を行ってまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 5億円も公金が投入されてきて今に至るわけですが、これまでの説明を伺うと、やはりこの桑原開発事業はもう難しい、破綻ではないかと私は受け止めました。これまでの経過を振り返り、今後の経済状況と食糧不足問題等を考慮すれば、桑原開発は白紙に戻して見直しを図るべきだと考えますが、その点についてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。桑原周辺地区につきましましては、市の活力を生み出す重要な地域として、総合計画や都市計画マスタープランにおいて、新たな商業・業務施設の立地誘導を進める地区と位置づけられ、取手市の求心力を高める活力創造拠点として期待されております。また、平成29年度に地権者の皆様と作成いたしました桑原周辺地区土地利用構想におきましても、区画整理事業によって整備される大街区に広域圏を対象とした新たな都市型交流拠点を整備し、市の内外から多くの人が集い、当市がさらなる発展を遂げる起爆剤とすることが掲げられております。

そうしたことから、桑原地区の土地区画整理事業は、魅力あるまちづくりの実現を図る大変重要な取組と考えております。一方、令和7年度の懇談会や総会、さらには先日の総会におきましても、地権者の皆様からは、事業を何としても推進したいという強い意欲が示されていると認識しております。市といたしましても事業を円滑に進めるため、引き続き地権者の皆様の高い開発志向の思いに寄り添い、この事業が必ずや実を結ぶよう関係機関と連携し、全面的な支援を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） るる述べていただきましたが、そもそも桑原開発への一定の期待が地権者から寄せられたのは——先ほども申しましたけれども、国及び地方自治体の農業政策が、生業としての農業の持続を困難にしてきた、新たな土地利用を考えざるを得なくなった、そこに大きな原因があるのではないかと私は思います。安全な食料を消費者に届けるとの、農民の誇りを失わせるものとなったからではないかと思えます。区画整理事業を仮に推進する場合であっても、規模は縮小、農地の区画整理といわれる圃場整備なども視野に入れて、営農希望農家の後継者、新規就農者支援など、生業を保障する市の農業政策へ転換を行うことです。そして、市街化での土地利用希望者には、区画整理へそれぞれの意思を尊重して選択可能な計画に転換することを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。時間がありません、すみません。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） では、最後にお答えさせていただきたいと思えます。これ、ちょっと分野違うと思えますけれども、農林のほうで基本的に営農という分野で、国が食料自給率とかそういうものを進めていくに当たっては、農林水産省の所管である、基本的に圃場整備事業でありますとか、大規模な営農を活力創造していくための一団の団地の整備とか、そういうものの事業があると思えます。桑原地区におきましては、土地の立地の条件とか、そういうところもあって都心の方から来ていただけると——来街者が増えていくと。ひいては、そこに人が集まることによって市の活力が出てくると——活力がもたらされるということもあって、今回の土地区画整理事業としての市街地の整備というところで進めておりますので、農林の部分と市街地の整備の部分というのは、根本的に少し違うのかなというふうに思っております。

先ほどお言葉の中でもありましたけれども、区域の中の方には、少数ではありますがけれども、農業を続けていきたいという御希望の方もいらっしゃると思えます。今現在、最終的な意向ではありませんので、その方がどういうお考えになってきたのかというところはありませんけれども、今回の事業においては、申出換地という形での換地計画を考えております。なので、地権者さんがどのような土地利用を望むのかというところで条件が合致したような形で、エンドユーザーの方と地権者とが、どちらも希望に沿うような形での換地の計画というところも考えておりますので、地権者さんのお考えに沿った換地計画というものを定めまして、皆さんの御希望に沿えるような、そういう事業としていきたいと思っておりますので、述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、国保の問題を伺います。国民健康保険についてです。積み上げられてきた基金活用について伺います。まず、基金は令和 8 年度末で 41 億 5,000 万円、令和 12 年度末は 35 億 7,000 万円と、さきの常任委員会の学習会で示されました。これまで、国保の基金はなくなるよ、なくなるよと繰り返し説明されてきました。そして令和 8 年には 11 億に減ってしまうよ。このような説明されてきましたけれども、令和 8 年度で 41 億あるんです。こうした基金を国保加入者への還元、つまり国保税の引下げを行うべきと考えますがどのようにお考えですか。これについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 加増議員の御質問にお答えいたします。取手市では、基金の還元策として、税に対する様々な市独自の減免や税率の据置きなどを実施しております。

○24 番（加増充子君） それは分かってます。

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 今後も、保険料水準の統一が実施されるまでは、基金を活用した市独自の減免や税率の維持を引き続き実施していきたいと考えております。また、現行の国保基金設置条例においては、国民健康保険事業費納付金の納付の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、国保財政の健全な運営に資することを目的としており、国民健康保険事業の中で活用していくことが大前提として考えられております。基金の活用方法につきましては、福祉厚生常任委員会や国民健康保険運営協議会の皆様と意見を交換しながら、引き続き調査研究し、検討する必要があると考えております。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 単年度収支が基本だという国保会計ですが、これまで 20 億から 40 億、10 年近く推移してきた。こういう不正常な経営運営を改めて、今こそ国保加入者にその還元をということで、今、多くの皆さんから求められているわけですから、国保税の引下げ——新潟市では 31.5 億円の基金があった中で、国保加入者に国保税の引下げを行ったという……

〔ベル音〕

○24 番（加増充子君） （続）内容が報道されておりますので、そういうこともあるので、まだまだ——令和 12 年度末で 35 億 7,000 万円ですよ。まだまだ国保はありますので、その考え方を改めて引下げに邁進していただきたい。

それから、法的には問題がないと言われた基金を一般会計に繰り入れる。それによって高齢者福祉に使うということについて、再三、これは一般質問の中でも求めてまいりましたけれども、いつになったらこれを具現化するのか、やるのか、どうなんですか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 国保年金課長、吉住三世子さん。

○国保年金課長（吉住三世子君） 加増議員の御質問にお答えいたします。国保特別会計

の歳出に一般会計繰出金という項目があります。これはもともと総務省が示す一般会計から国保特別会計に繰り出すための経費の基本的な考え方に従い、一般会計から国保特別会計の歳入に繰入れた額のうち、決算において精算する額を一般会計に戻すものです。国保事業は、保険税と国庫負担金などの特定の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てる事業の健全な運営を目的として特別会計が設けられております。国保特別会計から一般会計に繰り出し、国保事業運営の範囲外となるほかの財源に充てるということについてはふさわしくないと考えております。これまでも意見交換をさせていただいておりますが、基金残高の推移と保険料水準統一時期を見据えて、国民健康保険特別会計の中で被保険者の方に活用していきたいと考えております。

〔ベル音〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん、あと1分内です。

○24 番（加増充子君） 国保税の引下げもまた一般会計に出していく。それを一般会計として高齢者福祉に使うということも考えてないということですよ、はっきり言わせていただきますと。そういうことですよ。これは大きな問題だと私は思います。市民の税金をどう思ってるのか。本当に怒りに思います。

それから、今度、県統一になって保険料がどうなるのかということで、保険料は高くなりますと、はっきり担当課は答えしました。茨城県は全国——全県の中で一番最下位の保険料です。そういう中でこれが県統一になった場合、倍の国保税になるというのが試算で明らかになっております。それについて、本当にこれでいいのか、これでよしと思うのか、その答えを求めていると時間がありませんので、それと18歳以下の均等割ゼロ、今行っておりますが……

〔ベル音〕

○24 番（加増充子君） （続）これもなくなってしまうということなんですが、いかがですか。

○議長（山野井 隆君） 以上で終了です。時間配分を計算して質問に臨んでください。お願いいたします。

○24 番（加増充子君） ごめんなさい、どうもありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問を終わります。

〔「執行部の答弁はいいんだよ、やるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 続いて、佐野太一君。

〔6 番 佐野太一君登壇〕

○6 番（佐野太一君） 佐野太一です。通告に従いまして一般質問をいたします。なお、今回の質問では誰にでも分かりやすい表現とするために「ペット及び飼育」という言葉を使用させていただいてます。私自身は家族として捉えておりますが、本日は分かりやすさを優先してこの表現を使用させていただくことを申し上げておきます。

まず初めに、ペットを飼育する高齢者に関する課題と市内連携についてです。現在、犬や猫などのペットを家族の一員として暮らしている方は多く、高齢者にとっても生きがいや心の支えとなっている場合もあります。そのため、高齢者であることのみを理由として

ペット飼育を否定するべきではないと、私は考えております。一方で、加齢による身体機能の低下や認知機能の低下、突然の入院や施設入所などにより、結果として適切な飼育が困難になるケースも考えられます。また、その課題はペットだけの問題ではなく、高齢者本人の生活や健康、社会的孤立、福祉的支援にも関わる課題であり、その結果として、ペットの問題や地域課題へ発展する可能性もあります。私は、令和5年には、高齢者とペットに関する課題について質問を行い、また令和7年にも、具体的な事例について質問をしました。発生した事案ごとに対応していただいた経緯は伺っております。しかし、その後も私自身が高齢者やその家族からの真剣な相談に接しており、この課題は現在も継続して発生していることから、飼育することができない急な状況で対応するだけでなく、飼育不能となる前の事前の対応の方法と体制を構築しておくことが重要と捉え、——これは令和5年から申し上げております。

そこで、伺いたいします。まず、ペットを飼育する高齢者について、現在どのような課題を認識しているのか、伺いたいします。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。ペットは家族同然の存在であり、特に高齢者などにとっては、孤独感を癒やし、日々の生活に活力を与えてくれる大切な存在となることが多いと考えられます。一方で、高齢者の飼育環境や経済的な負担、ペットの健康管理などの課題が顕在化していると認識しております。実際に高齢者の方々から、入院や施設入所などの際に飼っているペットの処遇や多頭飼育など、様々な相談を受けているという状況でございます。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 令和5年の質問から約3年が経過をしております。高齢福祉課としてこの課題に対して新たに取り組んだことや、対応の在り方で、これまで変えてきたことなどはあるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。ペットの飼育の情報を把握していたケースもありますが、情報不足などもあり、起きた問題に対して関係部署と——関係団体と連携して対応してまいりました。そこから、問題が解決する前にどのような支援ができるのかを検討し、早期に関係部署へ相談を図るよう心がけてきました。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 前に御質問させていただいたときと、状況は同じという感覚で受け止めておりますが。次に、この課題については、地域包括支援センターの職員の方やケアマネジャーの方など、現場に直接携わる方々が直接問題に気づき、対応するケースが多いと思います。一方で、現場の気づきや個別の判断だけに任せてしまうと、対応の内容や

支援のつながり方に差が生じてしまう可能性があります。さらに、現場に携わる個々の方々にその責任を委ねてしまうということは問題です。そこで、ペットを飼育する高齢者の対応について高齢福祉課として現場と課題を共有し、一定の考え方を持って、現場負担とならないよう共有しながら対応を行っているのかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。議員おっしゃるように、現場での対応というようなところを求められることも多くあると思います。それは今まで事前にそういう状況を把握し切れていなかったという状況もありますので、今後はきっちりと、まずは高齢者のペットの飼育の状況を把握をさせていただいて、その課題をこちらのほうが共有を、包括支援センターでありケアマネであり、家族本人も自分たちのことのように考えていただく必要があると思いますので、まずは情報を収集していこうという形で今考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） そうですね。情報収集、非常に大事だと思います。それが事前対応につながるのだと考えておりますので、今までもやっておられたかとは思いますが、さらなる事前収集はしっかりと行っていただいて、一番は現場の方の責任、もしくは、多大な負担にならないようにしていただきたい。現場従事者の方が独りで抱え込むようなことがないようにだけは、必ずお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者——高齢福祉課として、ペットを飼育する高齢者に関する課題について、例えば、環境対策課や動物愛護協議会などと課題を共有しながら、事前に体制を組み連携して取り組んでいくというお考えはありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。先ほどお答えさせていただきましたが、必要な情報を今後、収集していくに当たり、困り事や飼育の状況を効果的に情報収集を行う方法や、そのどういう内容を情報収集したらいいのかを踏まえて、関係部署、関係団体と今後協議を行っていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 連携を取り組んでいくという答弁は、前にもございました。今回は事前に対応していく体制を取るかということをお聞きしたいんですが、これも連携の中にあります。その辺はしっかり——どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。事前ということで、高齢福祉課のほうで情報収集をさせていただいて、課題を関係部署と関係団体と共有するということも貴重な連携だと考えていますので、そういうような形で連携させていただきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。私も——事前に情報収集をするということの観点から取り組んでいただくということで、理解をしました。あと、ぜひ動物愛護協議会への

御出席も御検討いただきたいと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。今後、関係部署と連携を取っていく中で、そういう関係団体とも連携を取っていく必要があるとは考えてますので、まずは関係部署と連携を取りながら、そこについても検討してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ、各課の方々の対応もさることながら、動物愛護協議会という場を、しっかりと連携の場所として役割を担うような形つくっていききたいと思いますので、その辺の御検討をぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、ペットを飼育する生活困窮者に関する課題と庁内連携です。生活保護受給者をはじめ、市が支援に関わる方々の中にも、ペットを飼育している方がおります。そこでお伺いいたします。高齢福祉課にもお伺いしましたが、生活保護受給者をはじめ、市が支援に関わる方々のペットの飼育について、現在どのような課題を認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生活支援課長、根本真人君。

○生活支援課長（根本真人君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。生活保護受給者のペットの飼育につきましては、飼育によって経済的負担が生じ、飼い主及びペットの生活環境や飼育環境が悪化したり、飼い主の急な入院や施設入所の際のペットの処遇について苦慮するなど、様々な課題があるものと認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） あと、こちらも高齢福祉課にお聞きしましたが、前回令和5年度の質問以降、この課題について生活支援課のほうで新たに取り組んだことや、対応の在り方で変えてきたものなどはございますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生活支援課長、根本真人君。

○生活支援課長（根本真人君） お答えいたします。これまでも可能な限り早期の段階で、関係部署や関係団体に、一時保護や譲渡先探しなどの協力をお願いできるように努めてまいりました。今後につきましても、生活保護受給者の自立助長の観点から、生活保護受給世帯への訪問活動を通して、ペットの飼育状況などを事前に把握し、速やかな対応ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 新たな取組というのも、検討——視野に入れていただきたいところでございます。また、生活保護受給者をはじめ、市が支援に関わる方々への対応については、例えばケースワーカーさんが現場で気づき、対応する場面も多いかと思います。一方で、ケースワーカーさん個人の気づきや判断だけにこれも委ねてしまうと、対応や支援のつながり方に差が生じるだけでなく、現場に携わる方々に多大な負担になる可能性も考えられます。ペットを飼育する方の対応について、生活支援課として現場と課題を共有し、一定の考え方を持って現場の負担とならないよう、共有しながら対応を現在行っているかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生活支援課長、根本真人君。

○生活支援課長（根本真人君） お答えいたします。これまでもペットの飼育の情報を把握していたケースはございましたが、必要な情報について不足している場合もありましたので、まずは訪問活動を通して事前にペットの飼育状況などの現状を把握し、関係部署や関係団体の専門的な見地からの助言をいただきながら、効果的な対応方法について協議をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これ、高齢福祉課の方にも申し上げたいんですけど、やはり情報収集というのは向こうから、現場の方から申し出てきたということだけではなく、そういう事例がないのかどうかという聞き取りも、ぜひ行っていただきたい。やはり言えずにいる方、まだ言わなくていいんじゃないかなということで、考え込まれてる方も多くいる。その段階で今は様子を見ていくのか、それとも何か事を始めるのかということは、情報収集の中にしっかり取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、生活支援課としてペットを飼育する方に関する課題について、各課と課題を共有しながら連携して取り組んでいくお考えというのはございますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生活支援課長、根本真人君。

○生活支援課長（根本真人君） お答えいたします。ペットの飼育状況などの現状を把握することで、課題を発見できるものと思っております。その課題解決に向けては、関係部署や関係団体との連携が必要不可欠であると考えておりますので、効果的な情報収集における方法や内容についても、関係部署や関係団体と協議を重ね、さらには把握した情報から見えてくる課題の円滑な共有方法などについても、同様に検討を行っていただければと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ、お願いしたいところでございます。これも同様に、動物愛護協議会——これも役割としてしっかり担っていきたい——いかなきゃいけない部署だと——場所だと思っておりますけれども、御出席の御検討、いただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生活支援課長、根本真人君。

○生活支援課長（根本真人君） お答えいたします。先ほどの高齢福祉課、井橋課長と同様に、今後連携をする中で、関係部署とともに検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ前向きな御検討をお願いします。その都度の会議で、その場で情報交換をするということ、大変必要だと私は感じておりますので、よろしくお願いいたします。福祉のほうは以上でございます。

続きまして、ペットを飼育する高齢者の防災・災害時の対応及び庁内連携です。高齢者のペット同行避難については、これまでも一般質問や避難訓練の避難所開設に参加をして、お聞きしてまいりました。ペットを飼育している高齢者について、ケージやペットの用品に加え、自身の避難用品も持って避難することを前提とした現在の自助の考え方は、実際

のところ、現実的に対応できるとお考えになっておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。近年、ペットを家族や人生のパートナーとして生活の支えとする意識が広がっている中、特に独り暮らしの高齢者や高齢者世帯におきましては、ペットの存在が日々の生きがいや孤独感の解消に大きな役割を果たしているものと認識しているところでございます。災害時のペット同行避難は、飼い主の心の安定と安全を確保する上で大変重要であると捉えているところでございます。しかしながら、高齢者等におきましては、移動の困難さなどから、自力で避難が難しい方もおられる現状も認識しているところでございます。地域での共助による対応を含め、関係部署や関係機関と連携を図り取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 共助との連携というところで、おっしゃられました。私が現在、相談を受けている中でも、ペットを連れて避難することには、非常に不安を感じている高齢者の方は少なくありません。特にケージやペット用品、また自身の避難用品を持って避難するということが難しい方も多くおられます。そのような御事情により避難が難しい高齢者について、どのように捉えて、どのように今後対応していくお考えがあるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。市では、ペットを飼っている方が、ペットを理由に避難をためらうことがないように、避難所整備を進めているところです。また、避難所への自力避難が困難な方につきましては、避難所だけへの避難だけでなく、平時から避難の協力者を確保することや、安全な親戚・知人宅・ペットホテルなどへ避難する分散避難も有効な選択肢の一つであると、ホームページや出前講座等により周知・啓発を行っているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 確かに重要なことだと思います——それは同感です。ただ、ペットを連れて避難できないというふうにおっしゃられた方の多くは、まず家から出ることがなかなか困難であると。ケージを抱えて、その他用品を持って、で、自分の避難用品も持って、これ、家から出てどう行くか、それができないから結局避難を諦めているという現状があるんですね。そうすると、ペットホテルだとか、その他の選択肢ということもなかなか難しい。この、まず避難できない方が命を一番に考えて避難するという現状を考えれば、どのような避難の方法が一番ふさわしいというふうに、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問にお答えさせていただきます。ペットを連れて避難

につきましては、平時から近隣住民と良好な関係を築き、いざというときにケージの搬送などを手伝ってもらえるよう備える、共助の取組も極めて重要であると考えております。一方、避難生活が長期化した場合など、自助や共助だけではペットフードや飼育資材の確保に限界が生じることも想定されます。そのため市では、公助の役割として、民間事業者と協定を締結して可能な限り物資が届く協力体制を整えるなど、避難所環境の整備を進めているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） もちろん自助——個人で、できる限りのことはやって避難する、これはもうどんな方でも共通して言えること、ペットがいるいないにかかわらず、です。特にペットがいる方でも、ペットフードなんかは決められたものじゃないと食べないとか、そういう事情もありますので、ペットを飼育されている方は、多分そういうことも皆さん分かっておられると思います。ただ、高齢者の方がいざ逃げるとなると、やはり今おっしゃられたような体制があったとしても、なかなか難しい点も私はあると考えてます。まず、命を第一に守るということでの観点から考えると、まずは、猫ちゃんやワンちゃんを連れて、まずは逃げる。私はこういう考え方でいるんですね。当然、ふだんからの準備が、余裕があって持ち出せれば、それはそれで一番よろしいと思いますけども、その辺はしっかりと私も申し上げておきたいと思いますので、担当課に関しましては、その辺もちょっと理解していただいた上で、今後の対応をお考えの中に入れていただきたいと思います。

避難が難しい方々が、少しでも避難しやすくなる環境を整えることも重要であると考えます。ペットを飼育する高齢者が避難しやすくするために、今後どのような取組が新たにまた必要であると考えてますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問にお答えさせていただきます。ペット同行避難におきましては、これまでも市動物愛護協議会等の関係団体と連携を図り、ペット同行避難マニュアルの整備などに取り組んできたところです。ペットを飼われている方の災害時の避難に関するチラシ等の配布などを通じまして、連携部門と連携して取り組んでまいりたいと考えております。——失礼しました。福祉部門と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これまでも環境対策課や動物愛護協議会と連携されていて、ペット同行避難マニュアルの作成や避難環境の改善に取り組まれているということは、これまでの質問などからも十分に存じ上げております。今後ペットを飼育する高齢者の避難支援について、各課または動物愛護協議会などどのように、今後さらに連携を深めていくお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。市動物愛護協議会等の会議とかに、これまでも参加させていただきまして、御意見やお考えなどを伺ってまいりました。これからも参加して、避難所環境の整備をするに当たってのご意見等を伺ってま

いりたいと思います。また福祉部門で情報収集、共有を行うということでございましたので、我々もそちらからの情報を共有しまして、しっかり対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。これまで、先ほどの福祉も含めて、これはペット動物愛護の問題ということではなく、やはりそれを飼育している人の福祉や防災の問題だと私は捉えているんですね。同時に、飼育しているワンちゃんや猫ちゃん、こういったものの安全を図るということで、決して動物を優先にするということは一言も申し上げておりませんし、人も動物も同じように避難できることを私は望んでおりますので、その辺も含めて今後ともよろしく願います。それで——以上です。

〔笑う者あり〕

○6番（佐野太一君） 続きまして、動物行政における福祉及び防災部門との連携及び今後の対応です。ここまで、高齢福祉課・生活支援課・安全安心対策課、それぞれに質問をしてまいりました。今回取り上げた課題について、今後どのように関連部署との連携を進めていくお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、佐野議員の御質問に答弁をさせていただきます。動物を飼育すること、それはその命を預かることであり、健康や安全を守るだけでなく、社会や近隣に御迷惑を及ぼさないように適切に管理する責任が伴うものです。市ではこれまでも市民の皆様へ、終生飼養それから適正飼育の重要性について、普及・啓発に取り組んできたところでございます。議員ご質問の福祉部門の連携、あるいは防災部門との連携という部分については、答弁がありましたとおり、いろいろな状況に応じた形で、例えば残されたペットの一時保護ですとか、新たな譲渡先の対応などについて動物愛護団体の方と御相談をしましたり、あるいは先ほどの答弁にありましたとおり、防災部門につきましては、ペット同行避難マニュアルの改訂、それからペット同行避難の訓練なども実施してまいりました。これからは環境対策課といたしましては、防災あるいは福祉部門のほうで発生しております課題を共有しまして、適時、事務局として動物愛護協会とも調整を図りながら、今後とも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。環境対策課に関しましては、これまでも連携、連携というふうに申し上げてきましたけども、その中心的な役割を担う部署だと思っております。やはりそのまとめ役であり、ファシリテーションをしっかりと行う役割もあろうかと私は考えております。例えば今後——例えばじゃないですけど、今後、動物愛護協議会についてですが、協議会は動物愛護に関する普及・啓発だけではなく、今回取り上げた課題について関係部署や関係団体と協議し、連携を図る場としての役割も担う

べきではないかと考えますが、環境対策課として、それについてはどのようにお考えになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） それではお答えさせていただきます。これまで、取手市動物愛護協議会におきましては、地域猫活動への支援やペットの飼い方教室など、講演会を通じた周知啓発活動に取り組んできたところでございます。今後、福祉や防災部門におけるペットに関する課題の解決に向け協議会との協議が求められた際には、環境対策課が窓口となり、その解決に向けて協議会との調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 協議会だけではないんですけれども、やはりいろいろ求められること、先ほどの御答弁——各署からありましたように、やっぱり事前の情報収集ということではこれまで以上に、多分、お問合せや御相談も増えてくるかと思います。それに適時対応していただく。また、事前にこういう状況だということで共有をしない場合も、どういう対応を取ればいいのかということを、環境対策課は様々な愛護団体さんや協議会とも話し合って、的確な答えを出していくための中心的部署であってほしいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいところです。動物愛護協議会が課題共有や関係部署との連携の場として役割を担うのであれば、その機能を十分に発揮できる運営も重要になると考えています。動物愛護協議会事務局でもある環境対策課として、動物愛護協議会を今後どのような場として運営し、その機能を充実させていくお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） それではお答えいたします。動物愛護協議会は、人と動物の共生するまちづくりを行うことを推進するために設置され、獣医師や動物愛護団体、市民ボランティアなど、動物に関する専門的な知識を有する方たちで構成されております。そういった中でこれから上がってくる課題に対しまして、協議会の総意の中で、事前の必要に応じて、その都度、事務局として調整を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） やはり協議会の在り方、存在意義というものをちょっと見直していただくお手伝いを、ぜひ進めていただきたい。もちろん意思決定は協議会の中で行ったものであって、それが意思決定であればの話ではございますけれども、そういった、今まで意思決定や意見等が聴取されてたとしても、表には全然出てこない話であったり、議事録あるのかどうか私も存じ上げていないんですけれども、そういったものが分からない。それをしっかりと、今後は作り上げていく時期にもう来てるんじゃないかというふうに思います。他市でも、動物愛護協議会がなかったところに、どんどん今協議会というものが発足しておりますので、やはり動物愛護協議会同士の連携等もしていかなければいけない、またそういったものが必要であると私は考えますので、その辺を踏まえまして、新たな取

組に向けて御検討をぜひよろしくお願いいたします。この質問は以上です。

続きまして、物価高騰対策支援事業における給付手法と今後の制度設計について伺います。まず、商品券方式を採用した経緯について——経緯及び他方式との比較検討です。初めに、今回、商品券方式を採用した経緯についてをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、佐野議員の御質問に答弁をさせていただきます。物価高騰に直面する市民の皆様に対しまして、迅速かつ確実な支援をお届けするため、様々な給付手法について比較検討を行ってまいりました。まず、市内産業振興の観点から、市独自の地域振興券の配布について検討いたしました。その中で、券の印刷ですとか、あるいは取扱い店舗の募集等に多大な時間を要すると想定されることから、迅速性の観点で課題があると判断をしたところもございます。また、電子マネーやプリペイドカードの配布につきましても、高齢者世帯をはじめとします一部の市民の皆様にとっては、利用へのなじみが薄い等の懸念もございました。

次に、現金給付でございます。システム構築等の準備に時間を要し、実際の給付開始が6月以降にずれ込むということが見込まれました。公金受取口座の登録がない世帯に関しましては、個別に申請手を求めていく必要があること、また日本語での手続きが不慣れな外国籍の世帯などに対しても、速やかに支援が行き届かないといった懸念もあったものです。さらに、複数の給付方法から選択できる方式につきましても、国が示す早期のプッシュ型給付という方針を踏まえまして、採用を見送った経緯がございます。これらを総合的に勘案した結果、既存の金券の中で、一定の汎用性がありまして利用可能店舗も比較的多いJCBのギフトカードというものを採用したものでございます。経緯については以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今、商品券は、市民1人当たり7,000円分の商品券が配布されているということで、既に始まっております。まだ全戸配布終了していないとお聞きしておりますが、今経緯についてお聞きしたんですが、ある程度比較検討したその経緯もお聞きできました。デメリット、メリット、それぞれいろんな手法によってあったかと思います。ちょっとその市民の利便性とか事務効率なども比較した上での商品券方式というものもあったのかとお伺いできましたけれども、経緯はじゃあこれでお聞きしたということで、商品券の事業についてちょっとお話しします。多くの市民の皆様から今現在様々な御意見を私伺っております。その中には、住民の方から「近隣の食料品スーパーで利用できなかった」ことや、「使用できるお店を選ばずに使えるとよかった」、また、共働き世代からは、「対面での受け取りがなかなかできず困った」という声も寄せられております。また、市のホームページでは利用可能店舗一覧が掲載されておりますが、一覧は一部であり、「詳しくは、各店舗にお問い合わせください」と案内されております。しかし、市民が利用可能店舗を探し、個別に店舗へ問い合わせる必要があることについては、市民にとっても、

店舗にとっても一定の負担があったのではないかと感じております。今回の商品券方式について、市として配布状況や利用状況、また市民利便性をどのように現時点で評価されているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 産業振興課長、岡田 崇君。

○産業振興課長（岡田 崇君） 佐野議員の御質問に御答弁いたします。本事業の配布状況及び市民の皆様の御反応について、お答えいたします。今回の商品券配布に当たりましては、確実にお手元へお届けするため、4月下旬より、郵便局の簡易書留を活用し、対面での受渡しという形による配送を開始いたしました。現在の配布状況につきましては、6月8日時点で全世帯の約74.8%への配達完了している状況でございます。市民の皆様からは、「近隣世帯には届いているが、自分の家にはまだ届かない」といったお問合せをいただくこともございますが、順次、発送手続を進めているところであり、御不在の場合におきましては、郵便局の不在票が投函され、再配達等により受け取れる仕組みとなっております。また、利用環境に関しましては、一部の市民の皆様から、「ふだん利用している店舗で使用できない」との声も届いておりますが、今回採用したギフトカード、既存の金券の中でも取扱い店舗が比較的多く、また使用期限等もないものとなっておりますので、その辺の御理解を求めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） どの方式でもメリット、デメリットがあるかは存じておりますが、今おっしゃられたことは、実際、もう1回言えば、数多くお問合せいただいているのも事実です。現金配布が本当は一番いいのかもしれません。どこでも買えますし、使えますしということもあるんですが、そのほかに——続いて今回、この制度について、私、理解を深めるため常総市を訪問して、常総市で行われているデジタルギフトと現金給付のハイブリッド方式について、直接お話をお聞きいたしました。御多忙の中、御丁寧な御説明いただいた常総市常総戦略課の皆様には、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。そして、常総市のハイブリッド方式で特に有効だと感じたのは、デジタルギフトでありながら、コンビニATMを利用して、手続後すぐに即日現金として受け取れる仕組みがある点が1つです。現金であれば、先ほど申しましたように、利用できる店舗が限定されず、食品や日用品など、市民それぞれが本当に必要なものに使うことができます。また、デジタルギフトの手続が困難な方は、御家族が自身のスマホでも手続ができる点というのも、とても有効だと感じました。今回の商品券方式を否定するものではありませんが、しかし、今後、給付事業を実施する際には、市民に早く届き、職員にとっても効率的であり、受け取った市民にとっても使いやすい制度設計を進めていくことが重要であると考えております。制度設計というのは——ちょっと私が考えましたところ、誰に配るか、どう配るか、どれだけ早く届けるか、利用しやすいか、事務負担はどうか、というところではないでしょうか。その中で、デジタルギフトと現金受け取りの仕組みを組み合わせる手法も有力な選択の一つになり得ると考えています。今後の給付手法や、特に制度設計について、市はどのように検討していられるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 産業振興課長、岡田 崇君。

○産業振興課長（岡田 崇君） 佐野議員の御質問に御答弁いたします。今後の給付手法及び制度設計について、お答えいたします。近年、国においても地方行政のデジタル化推進をしており、本市といたしましても重要な課題であると認識しております。先進事例として、現金振込や様々なデジタルギフトとの選択制を導入した自治体へヒアリングを行ったところ、スマートフォン等の操作に慣れている現役若者世代からは、即時性の高いデジタル手法が好評であったと伺っております。その一方で、高齢者世帯を中心に、現金での受け取りを希望する割合が依然として多く、デジタル給付を利用した現金のコンビニＡＴＭ受取手続を進めたところ、ＡＴＭの操作が難しく、改めて現金口座振込を申請したものの、一度、デジタル給付を選択しているため、現金口座振込の手続を選び直すことができないといった——結果として、住民側の申請手続が煩雑化するという運用の難しさや、事務負担の増大という課題も浮き彫りになっております。本市といたしましては、対象者への迅速かつ確実な給付と行政事務の効率化を両立させるため、ＩＣＴの進展や近隣自治体における導入事例などを引き続き注視し、今後の給付手法について幅広く研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○６番（佐野太一君） そうですね。デジタルギフト及び現金配布のハイブリッドに関しても、今おっしゃられたようなデメリットは確かにございます。ただ取手市の今のＤＸ化を進める観点からしますと、やはりこのデジタルギフトという部分に関して、またはハイブリッド型に関しては、検討の第１に置いていくべきではないかと考えています。デメリットも多分時間がたつにつれ解消される、それを補てんできるような何かシステムもまた出てくるのかと思っておりますので、これが絶対いいというような話ではありませんけれども、私も実際このデジタルギフトというのを身内で体験しまして、これ、すごく使いやすかったという印象を持っているのと同時に、住民の方からの声も聞き取りをしまして、「かなり扱いやすかった」というお声もあることも事実です。今後、制度設計については、いろんな様々なお考えの下、また今配布されている商品券の配布が完了された後には、総合的な検証もされると思いますので、ぜひ今後とも、この給付についての新しい取組に向けて新たに御検討していただくということを含めて、かなり時間余りましたが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

13時まで休憩します。

午前 11 時 51 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本田和成君。

〔２番 本田和成君登壇〕

○２番（本田和成君） 皆さん、お疲れさまです。日本共産党、本田和成でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、不燃ごみ回収について、それから市民への情報周知について、あと住宅の耐震化についての３つでございます。

まず、不燃ごみ回収についてでございます。ごみに関しては、古谷議員と入江議員が一般質問をされております。ですので、なるべく重複しないように質問をしてみたいと思います。本年の4月から新たに黄色い袋への分別が厳格化されました。初めての変更日の4月17日には、多くの集積所で青い袋が出ておりました。週明けの月曜日の朝に、私、担当にその旨を伝えに行こうと窓口に行ったら、職員の方が電話に追われているといったような、そんな状況でした。まず、不燃ごみ回収日に変更になったその経緯を、改めてお伺いいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 議長より申し上げます。音が鳴る電子機器をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに設定の上、音が出ないようにしていただくようお願いいたします。

それでは答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、本田議員の御質問に答弁をさせていただきます。不燃ごみの回収日の変更に至った経緯でございます。先ほど議員のほうからも御紹介ありました、古谷議員と入江議員の一般質問で御答弁をさせていただきましたとおり、昨年度から金属類・割れ物とプラスチック——容器包装以外のプラスチックの分別をお願いをしているところでございます。最大の要因につきましては、令和6年12月、常総環境センターにおける火災事故により不燃ごみ処理施設が甚大な被害を受けたため、現在は県外の民間施設への処理を委託しておりまして、多額の公費負担が生じている状況です。そのようなことから、同様の火災事故を未然に防ぐため、家庭での分別と、本年度からは黄色い専用袋を使用する運用へと移行させていただきました。

次に、排出日を第3金曜日へ変更した理由ですが、従来の第4金曜日では、年末年始の休業に伴い、次の回収まで3週間程度空いてしまうというような課題がございました。そのため市民の皆様から、「回収頻度のバランスを改善してほしい」というような御意見もあったことから、年間を通じて安定した排出サイクルを維持できるよう、変更いたしましたところでございます。今回の変更により、集積所に誤って排出された青いごみ袋が残された状況となっていたことは、市としても把握をしているところです。市としましては、早期の分別定着に向けて、誤った排出——誤って出されたごみについては残置をさせていただき、正しい収集日である翌週に収集をさせていただくこととしておりました。ただし、衛生上の支障等がある場合については、個別に対応も図っていたところでございます。今後とも市民の皆様の目線に立った丁寧な対応と——対応を徹底しまして、正しい分別の早期定着に向け、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。ちょっと状況を確認をしたいと思います。

映像をお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ、ちょっと何か所か回らせていただいて、——それでこれが4月17日です。これ別のところなんですけど。これは4月20日の月曜日です。燃えるごみ等も散乱している状態となっております。これは5月15日になります。新しいポスターなんかも貼られていますけども、やっぱり出ているという状況です。これ、さっきあふれてた場所なんですけども、同じく貼られてるんですけども、やっぱり出ちゃってるということになります。あとは、これも5月なんですけども、何も貼られてないというような状況のところもあります。不燃ごみの回収日を4週目から3週目に変更するに当たって、年末年始に期間が空いてしまったということで、市民の要望を受けて変更したということなんですけども。市民からの指摘を受ける前に担当課として予測ができたのかどうか、こういったことを把握していたのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） それでは、本田議員の御質問にお答えいたします。市といたしましても事前に確認をしておりましたが、排出日の変更につきましては、新ルールの開始される4月に合わせ、3月にホームページに公開したほか、4月1日号及び15日号の広報紙により、集中的に周知啓発を図ってまいりました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今回、周知期間が非常に短かったと思うんですね。結果論になってしまいますけども、もし予測認識、これがされていたのであれば、やっぱりもっと早い段階で変更とか周知をする必要があったんじゃないかなと思っております。何にしてもそうなんですけども、いわゆる管理をする側、これはどういった想定をするのか、その想定に対してどういうことを行っていくのかということが求められます。ですから今後、そういった形で取り組んでいただければと思います。

それと、この間違っただけのごみ、これは残置して、次週に回収して、衛生的それから集積所の排出に支障がある場合は個別で対応するという事で御答弁されていますけども、衛生的にというのはどういう状況を言っているのかというのと、あと、それは誰がどのように判断して個別に対応するのか、この部分をちょっとお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課副参事、秋田 諭君。

○環境対策課副参事（秋田 諭君） お答えいたします。残置されたごみの衛生上や、次の搬出に支障が出ているような場合に、個別に対応を図っているということでご答弁申し上げましたが、具体的なものとしては、残置されたごみが散乱等により近隣の生活環境に支障を及ぼすような状態でありまして、集積所からごみがあふれ出しているような状態などを想定してございます。これらにつきましては、市民の皆様や地域からの御連絡に基づきまして担当課の職員が速やかに現地を確認しまして、残置量であるとか、周辺環境への影響を総合的に目視、判断のほうをさせていただきまして、個別に回収や整理などの適切な対応を行っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 基本的に、市民の方からの御連絡があれば対応をするということによろしいですかね。——ごみが残されていると、ごみ当番の方が自宅に持ち帰って——数個だったらもう自宅に持ち帰って次週に出すとか、そういった話も聞いております。それから、1軒1軒回って、誰が出したのか、そういったことも聞かなきゃいけないということで、御近所トラブルになるかもしれないということを懸念されてる方もいらっしゃると思います。そういうお話も伺っております。また、ごみを放置しておく、例えばイノシシなんかも相当出ていますよね。そういったことで、イノシシがこの集積所の場所とか分かつちゃうと、今後大変なことになりますので、そういった想定もちょっとしていただいて、頭に入れていただいて対応する必要があるかなと思っております。一定期間——なかなかこのごみのルールというのかな、これ守られない、出されるという可能性が出てくると思うので、ごみの残置の状況を、これしっかり把握できるように努めていただきたいなと思います。

続いて、回収日変更にあたって実施した事項についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） それではお答えいたします。回収日の変更にあたり、実施した事項についてでございますが、市民にこのことを周知するために、ごみ分別収集カレンダーや広報紙、公式LINEなど多様な媒体で発信してまいりましたが、4月以降、「変更を知らなかった」という声が多数寄せられております。カレンダーが一部世帯に届いていなかった未達の事実も確認されており、再配達の手配を講じたものの周知が不十分であったと受け止めております。そこで、5月の収集日に向けた緊急の手配として、市政協力員の皆様へ、回覧による再周知と集積所への新たな案内掲示物の設置をお願いいたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 市民の方から指摘を受けたということなんですけど、4月以降に実施したことなどがあれば、もう少し詳細なものがあればお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。市民の皆様から多くのお問合せをいただいたことを受けまして、土曜日・日曜日にも不安や疑問の声があるものと考え、急遽、4月18日及び19日の2日間にわたり、電話対応のため職員を各日2名配置し、御相談などに直接お答えする体制を整えました。また、4月18日に開催された市政協力員会議におきまして、各地区への回覧の回付と集積所への案内看板の設置の御協力をお願いし、5月の大型連休前までにお届けできるよう、職員が一丸となって作成と配布に当たったところでございます。さらには直接お会いできなかった市政協力員の方へは、個別に電話連絡を取り、改めて御協力をお願いをするなど、丁寧な対応に努めてきたところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。市政協力員の方に18日の会議でお願いをしたということなんですけども、そもそも市政協力員の方って、ごみの集積所を全て把

握してるわけでありません。実際に町会とか自治会とか、そういったところが動いております。ただ、自治会や町会でも、全てのごみ集積所というのをすぐに把握することできません。町会なんかでも、本当にそういったところがなかなか把握できなくて大変だったなんてことも聞いてますし、市では2,600か所あるというふうに伺っています。集積の場所というのは把握はされているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課副参事、秋田 諭君。

○環境対策課副参事（秋田 諭君） お答えいたします。市内全域のごみ集積所につきましては、その位置を地図上によりまして適切に把握のほうをしている次第でございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ある程度、把握しているのであれば、やっぱりその辺りもフォローすべきだったんじゃないかなというのも、私思っております。それと、集積所に掲示する新しいごみの出し方の——先ほどの表、あれを配布していただいたと思うんですけども、集積所によっては目立たない場所に貼られてたりとか、あとは、しっかり目線を意識したりとか考えられて貼ってある場所等まちまちだったんですね。この表をどこにどのように掲示するとかという指示は、あったんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。市内のごみ集積所は、それぞれの地域や場所によって状況が個々に異なっております。そのため、一律の設置方法を指定するのではなく、それぞれの集積所の状況に応じ、可能な範囲で掲示していただけるようお願いしてきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 集積所、いろんな形状があるということなんですけども、やっぱり掲示するポイントって幾つかパターンがあると思うんです。掲示するに当たって意識してほしい部分とか、やっぱりこういったところもあると思います。

ちょっと切替えお願いいたします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ、古い看板なんですよ。本来は——これ実は5月の15日に撮影したものです。本来であれば、恐らくこのところに貼るのが一番望まし——こういう看板があるところが望ましいんじゃないかなと思うんですよ。ただこれ、こういった古い状態のがそのままになってます。この看板、どうするんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。古い案内看板等につきましては、市民の皆様や市政協力員の皆様からの御要望に基づき、ラミネート加工による新しい掲示物を配布し、盤面の更新をお願いしているほか、撤去の依頼があった場合には、回収の対応をさせていただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） もう一回お願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ、分かりますか。「取手市役所環境対策課」と書いてあるんですよ。本当にこれ、こういうふうに書いてあるんで、やっぱりこれ誤解されるし、市役所何やってるんだと思われちゃいますから。なるべく早い段階で撤去を検討したほうがいいんじゃないかなと思います。これ実際もうかなり古いので、倒れたとか、ぶつかったとか、けがされたとか、そういったことのリスク回避のためにも、そういったこともぜひ検討していただければと思います。

では、現状の課題と対応について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。不燃ごみ回収についての、現状の課題とその対応についてでございますが、今回の厳格な分別が必要となった要因は、令和6年12月の火災事故による処理設備の甚大な被害と、それに伴う多額の公費負担の発生でございます。今後、同様の事態を二度と引き起こさないためにも、各家庭において金属類・割れ物などの分別を徹底していただき、危険なごみの処理施設への搬入を未然に防ぐことが重要であります。そのようなことから、市としましては、引き続き、第3金曜日は金属類・割れ物の黄色い専用袋で適切に排出していただけるよう、市民の皆様に対して粘り強く周知啓発を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 粘り強く図るということなんですけども。やっぱりすごく時間かかると思います。本当に粘り強くなるのかなと思います。私は、市民の意識が変わるまで、現状の今ご答弁いただいたそういった方法でいくのか、それとも現実的な状況を踏まえて対応するのか。例えば、守谷市とつくばみらい市って、青い袋は現行どおりでの回収をしていて、それで黄色い袋の回収日を新たに設定したんです。つまり、回収車を2台出してるという状況です。本市でこれと同じように2台出すような、そういった対応をするお考えとか予定とかというのはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。近隣自治体における効率的な収集体制として、2台体制での収集が実施されていることは承知しております。しかしながら、本市におきまして事業者へのヒアリング等を実施した結果、現在の限られた人員や収集車両の現況から、同様の2台体制をしくことは困難な状況でございます。そのため、本市としましては、粘り強く周知と啓発を図ることに併せ、正しい分別と排出方法を早期に理解いただくため、誤って排出されたごみをその場に残留し翌週に収集することと、衛生上や次の排出に支障が生じている場合には、現場に即して個別に対応することを組み合わせ、引き続き粘り強い対応を図ってまいります。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 難しいということなんですけど、意識向上を図りながら現状で対応していくということだと思ってるんですけども。例えば、出前講座とかやられてたりとか、あと広報とりでとか、そういったところで周知とかしてると思ってるんですけども、これやっ

ぱり理解できるのって、もともと意識の高い市民だと思うんです。そういった中でどうやって市民の意識向上を今後図っていくのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課副参事、秋田 諭君。

○環境対策課副参事（秋田 諭君） お答えいたします。ごみ対策の根幹は、市民の分別の徹底と意識の向上が必要不可欠であると考えております。広報紙やデジタル媒体による周知だけでは、全ての層に情報を行き渡らせることにも限界がありまして、そのため集積所という実際の現場において、分別不良ごみに対しまして啓発シールを貼付して残置するという、直接的な行動を促すアプローチも重要であると認識しております。一朝一夕にはいかない難しさは認識しておりますが、本市におきましては、媒体による事前周知と現場でのシール貼付による直接啓発、さらには衛生上や次回の排出への支障に対する柔軟な個別対応を組み合わせることによりまして、ただ残置するだけにとどまらず、地域全体で正しい分別の早期定着と意識改革が図れるよう、粘り強く取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。御答弁にあったように、これ本当にこのソフト面での改革って、非常に時間かかるし大変なんですよ。で、ヒアリングのときもちょっとお話をしたんですけど、262という法則があるんですね。これをごみの問題に当てはめると、もともと意識が高くて何も言わなくても分別している人が2割、あとはルールや環境次第で分別する人が6割、何を言っても何をしてもやらない人が2割、大体こういうふうに分かれるというふうに言われてます。多くの人にこの分別ルールを守ってもらうということを図るのであれば、この真ん中の6割の人、ここにアプローチをするというのがやっぱり重要じゃないかなと思ってます。この真ん中の6割の人たちというのは、そのルールが分かればやるとか、あとは簡単ならやるとか、あとはみんながやればやるといったような、そんなような属性の方じゃないかなと思います。先ほどデジタル媒体の話出しましたが、例えば今LINEのリマインダーなんかありますよね。そういったことを広く周知していくとか、あとは、黄色い回収袋の日に、これ月1ですから、防災無線か何かで広くて周知するとか、あとは、青い袋、これ結果的には燃やしてますから、その袋を少し減らすとか、1個増えた分減らすとか、やっぱりそういったことを——ルールをまず守ってもらえるような仕組みというか、そういったことをまずやることが私は優先、一番初めにやるべきじゃないかなと思ってます。それと同時に、今本当ナフサが不足してるということで資源は有限だということを、多くの人がこれ、今、実感しているというところで、しっかりとこの分別の大切さ、これを分かりやすく啓発していくということを併せてやっていく。こういったことが本当に求められているんじゃないかなと私思っております。

いろいろ質問させていただきましたけども、今後どうしていくかということが本当に重要だと思います。私も、そういったことについてはしっかり考えていきたいと思ってます。これ本当に担当課とか、それだけの話じゃなくて、みんなで考えていく、これ問題だと思うので、私も一緒に考えていきますので、今後、担当課でもしっかり取り組んでいただきたいと思います。それと、ごみ回収については、これやっぱり常総広域でやってますか

ら、常総広域の事務組合の議員の皆さんいらっしゃると思うんで、しっかりその議員の皆さんにも頑張っていたきたいなと思います。以上でこの質問を終わります。ありがとうございます。

続きまして、市民への情報収集についての質問になります。行政の情報というのは非常に多岐にわたり、市民に対してどのように知らせていくのかというのは、これ大きなテーマ、本当に永遠のテーマと言ってもいいんじゃないかなと思っております。まず、この情報の周知を行うということに——行うためには、広報が必要不可欠だと私は考えております。広報って広報紙——「広報とりで」のことじゃなくて、広報全般ですね。広報とは一般論で申し上げますと、施策や業務内容などを広く多くの人に知らせることとあります。では行政としての広報とはどのようにお考えなのか、広報自体の目的、在り方など、これをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。市民への情報発信、こちらにつきましては、市政への理解と信頼を深めるとともに、市民生活に必要な行政情報を適時、適切にお届けする重要な役割を担うものと認識しております。本市におきましては、毎月２回発行しております広報とりでをはじめ、ホームページ、LINE、メールマガジン、インスタグラム、フェイスブック、エックスなど、様々な媒体を活用しながら情報発信を行っているところでございます。市民一人一人の生活環境や情報取得手段の違い、こういったところを十分に意識しながら、必要な情報を適切に届けるため、今後も多様な媒体を組み合わせた情報発信に努めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） それでは、詳細につきまして補足答弁をさせていただきます。現在、市で情報発信を行っている媒体といたしまして、広報とりでは、市政情報をまとまって確認することができ、保存性にも優れ、幅広い世代に情報を届けることができる媒体であり、市ホームページは、制度や手続などの詳細情報を掲載する媒体として活用してございます。また、LINEやメールマガジンにつきましては、必要な情報を迅速にお届けする即時性に優れており、インスタグラムにつきましては、写真を活用した視覚的な魅力発信、フェイスブックやエックスにつきましては、行政情報やイベント情報などをタイムリーに発信する媒体として、それぞれの特性を生かした運用に努めているところでございます。広報紙につきましては、新聞折り込みに加え、市内公共施設や駅、郵便局、スーパー、コンビニエンスストアなどへの配架を行うなど、多様な手段による情報提供に取り組んでございます。このように本市では、それぞれの媒体の特性を生かしながら、多様な手段を組み合わせた情報発信に努めております。今後につきましても、現在の情報発信を継続しつつ、社会状況や情報取得手段の変化などを踏まえながら、市民の皆様

に必要な情報をより分かりやすく、より効果的に届けられるよう、情報発信の在り方について研究をしてまいりたいと考えているところです。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。本当に詳細にありがとうございます。市民への情報発信については様々なツールが活用されているということで、それぞれのツールに目的やターゲットとか、そういった意義、活用の仕方というのは、本当に今ご答弁あったとおりだと私も思っております。これらのツールについて、目的に対して効果が最大限なるように、これからはしっかり運用していただければと思います。

それでは、ちょっとツールについて伺いをしたいと思っております。まずInstagramについてなんですけど、フォロワー数、昨日までで3,606名です。Instagramは、アルゴリズムがころころ変わったりとか、ユーザーも興味があるアカウントしかフォローしないという傾向が最近顕著になってきています。公式アカウントになりますと、より関心を得る情報発信や、市民とかそういったところを巻き込んでいくというのが求められるようになってきてると私は感じております。現在、Instagramプリ、これやっているということなんですけども、この企画を通じて、この目的とか結果、どのようなものを期待しているのかという、Instagramの今後の展望などあれば伺います。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 本田議員の御質問に答弁いたします。御質問いただきましたInstagramについてでございます。令和6年6月から運用を開始したInstagramにつきましては、画像や動画による取手市の魅力を発信し、若年層の取り込みを図るとともに、市内外へのシティプロモーションを行っているところです。現在開催しておりますInstagramプリにつきましては、シティプロモーションサイトの投稿機能を使って、市民協働による取手市の魅力発信を行うことにより、多くの市民の皆様の興味関心を高め、郷土愛の醸成を図ることを目的としてございます。この取組を通じまして、実施前の令和5年度の市民投稿数が年間64件だったことに対し、令和7年度は年間458件と、大きな効果を上げているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。なかなか、何倍ですか——結構な数が増えるということで、せっかくやる企画ですので、広く周知して盛り上げていただきたいなと思います。

続いて、LINEの登録者数、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） お答えいたします。取手市のLINE公式アカウントにつきましては、現時点におきまして、友達登録者数2万人を超えている状況となっております。スマホ市役所の運用開始前の2月1日時点では、約1万6,700人の友達登録者数となっておりますので、このスマホ市役所運用開始以降、約3,300人増えた状況となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当にどんどんどん増えてるというような状況で、確認いたしました。現在、民間でもSNSとかアプリとか、情報媒体ってどんどんどん変えてるんです。そういったことで、一方では、情報の氾濫とか情報疲れみたいなことも生じております。そういった状況の中で、どのように効果的に行政情報を市民に届けていくのかということが、一つ課題じゃないかなと思っております。こういった状況の中で、どのようにデジタル媒体をさらに周知していくのか、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 答弁させていただきます。今後の周知方法についてというところだと思うんですけども、市のホームページや各種SNSなどの情報発信ツールにつきましては、それぞれの媒体を活用しながら相互に周知を図っているところです。具体的には、広報紙への掲載をはじめ、市ホームページでの案内、窓口での周知、各種イベントなどでのチラシ配布や二次元コードの掲示など、多面的な周知に取り組んでございます。特にLINE公式アカウントにつきましては、災害情報や子育て情報など、市民生活に密接に関わる情報を迅速に受け取ることができることから、登録促進に向けた周知に努めているところでございます。また、日常生活に役立つ情報を幅広く掲載した「とりで暮らしの便利帳」では、広報とりでやホームページを含めた情報発信の媒体を掲載しておりまして、4月に順次、市民の皆様へ全戸配布を行ったところでもございます。今後につきましても、市民の皆様が必要な情報を必要なときに取得できるよう、各種情報発信ツールの特性を生かした周知に継続して取り組むとともに、利用状況や社会情勢の変化も踏まえながら、より効果的な情報発信の充実に努めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。ユーザーにとって、情報だけでなく、やっぱり機能がついてということが取得しやすいというふうにいわれております。本市でも、LINEを登録することでスマホ市役所機能が使えるということで、私もLINEは、今後の市民の情報の媒体として非常に有効であると思っております。実際、市役所機能をつけてから3,300人増えたということなんですけども、本当にいろいろやられてると思うんですけど、全庁的にLINEの登録を促しているのかどうか、今の現状で何かやられていることがあるのあれば、ちょっとお伺いしたいんですけど。——全庁的な取組です。やってるのかどうか。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。もちろん今まさに、今年の2月からスマホ市役所を展開してございまして、これは全庁を挙げて、市民の皆様へ普及促進を図る一大事業でございまして、当然、連携を図りながら進めているところなんですけども。先ほどお答えした部分でもございますけれども、各種イベントなどをはじめ窓口でのPR——そういったことと、あと当然、魅力とりで発信課といたしましては、効果的に——非常に便利な機能を持ち合わせてございます。先ほどもごみの問題ありましたけども、リマインダー機能を活用していただければ、スマホで前日の

夜にはごみの周知をお知らせできるという便利な機能も搭載されてございますので、そういったものを活用していただけるように、庁内連携して、また市民の皆様にも御協力いただきながら、周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 全庁的な取組ということで、あまり具体的にはまだまだ進んでないんですかね。例えば、窓口でLINEのあれがあるとか、あとは窓口に来た市民に対して、何かトークで登録を促すとか、そういうことはどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。もう既に行政サービスとして開始されてございますので、それはお客様のほうには周知——もちろん、当然これからどんどん機能が加わってまいりますので、今、じゃあ全て全庁全部、案内しているかというと、今使える機能が搭載されている関係部署においては、積極的に市民の皆様にも御活用いただくことによって、わざわざ市役所に足を運ばなくてもいろいろな手続きが進められるということですから——今まさに進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当にそういった形でどんどんどんどん進めていただきたいなと思っております。本年度のLINEの登録者数の目標なんかがあれば、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。こちらは当然、スマホをお持ちの市民の方であれば、全員が……

〔発言する者あり〕

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） （続）登録していただけるように、まさに今、どんどん数を伸ばしてきておりますので、何よりもこのサービスがあるということを、きちんと市民の皆様一人一人に届くように、その辺は当然、工夫をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 本当にスマホを持ってる人、全員に登録してもらいたいなと思ってます。

続いて、広報とりでについてお伺いします。本年度予算では、新聞の折り込みが2万3,610部で郵送が200部となっております。先ほど御答弁にもありましたが、公共施設・コンビニ・スーパー、そういったところで126か所設置をしているということです。市民の多くは、この広報紙の存在というのは認知されていると思いますけども、新聞購読者数は年々減少しております。新聞を購読していない世帯には、市からの広報紙の情報が直接届かない状況になっております。取手市の世帯数、6月時点で5万3,329世帯になります。広報情報が直接届いているのは、全体の約4割にとどまっているということになります。そのため、約3万世帯は市民自らが情報を取得する——いわゆるプル型の情報収集に頼っている状況です。そこで、広報とりでの新聞折り込みに関して、ちょっと何点か質

問させていただきたいと思います。令和6年、2万6,365部——これ決算です。令和7年が2万4,405部——予算。令和8年が2万3,610部と。大体、年間で800部から1,000部くらい減少しております。まず、新聞には毎月増減がありますけども、どの時点でこの増減を確認しているのかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） 本田議員の御質問にお答えいたします。各新聞販売店の新聞折り込み部数につきましては、まず年度——新年度に入る前の3月に、4月以降の新聞折り込み部数を確認を行い、また9月に再度、新聞折り込み部数に変更の確認を行っているところでございます。現状としましては、約半年に1度、新聞折り込み部数の確認を行っているという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 確認してるということで安心しました。それと、新聞販売店にはそれぞれ配達エリアがございます。販売店においては、地域エリアごとに一般紙の購読率が違っていると思うんですね。で、これ一般紙の購読率の高い地域や低い地域、これは市として把握してるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） お答えいたします。世帯数に対しての新聞折り込み部数の割合につきましては、市内全体で約4割ということになってます。各地域ごとの新聞折り込み部数などにつきましては、各新聞販売店から聞き取りを行い、具体的な数値は把握している状況ではございますが、各新聞販売店の様々な事情による問題がございますので、具体的な数値につきましては公表を差し控えさせていただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） しっかり把握されてるのであれば、具体的な詳細はなくても大丈夫です。コンビニなどの設置部数とかについては、回収率に応じて調整されているということだということをお聞きしてます。地域ごとの新聞購読率を把握してなければ、やっぱり設置場所を増やす必要がある地域とか、そもそも設置場所が十分に確保されてない地域などがある可能性が考えられます。広報紙での行政情報の提供は、先ほど申し上げたとおり4割程度で、それ以外の世帯では、市民が自ら情報を取りに行くプル型であるということ踏まえたと、そのような地域では情報格差が生じてる可能性が捨て切れないと私は思ってます。そういった意味では、新聞の購読率の把握というのは大変重要になると思います。

次に、ホームページでも「広報とりで」、これ閲覧できますけども、閲覧数はどのくらいなんでしょうか。できればユニークユーザーなど分かれば、こちらもお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課副参事、星 芳宏君。

○魅力とりで発信課副参事（星 芳宏君） お答えいたします。広報とりでのホームページでの閲覧数につきましては、令和7年度に発行した4月1日号から3月15日号、全24号分のホームページの閲覧数の合計が5万3,535回となっております。こちらは令和7年

度末時点の数値となっております。1号当たりの閲覧数につきましては、各掲載内容による——各号の掲載内容による閲覧数の違いはございますが、平均としまして約2,200回となっております。ユニークユーザー数、アクティブユーザー数という表現もございますが、こちらに関しましては、抽出条件により集計した数値の差異が生じることもあり、正確性に欠ける部分もございますので、公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。行政情報、本当これ周知しなければならない情報と必要な人に届ける情報、あとはシティプロモーションというような、こういういろんな種類があると思います。この中で市民が知らなければいけない情報——周知情報、これが行き届かないと市民生活に問題が生じます。先ほどのごみの問題なんかもそうだと思います。それから行政の支援とかの情報、こういったものは金銭的な余裕がなくて新聞取ってないとか、あとデジタルがなかなか使えないとか、時間的余裕がないとか、そういった高齢者や障がい者、生活の困ってる方など、支援が必要な人ほど情報が届きにくくなります。こういった周知情報とか対象者情報というのは、プッシュ型での情報の提供が私は必要不可欠だと思うんですね。で、行政情報ってやっぱり発信したんではなくて、市民に情報が届いたかどうかというのが重要だと私思ってます。市民が情報を知ってるのかとか、必要な支援にアクセスができるのか、市民サービスや市政に参加できるのかとか、そういったところで市民間のこの情報格差をなくすということが、行政に求められてると私は思っております。私以前、広報紙について一般質問しております。そのときに柏市の広報紙について紹介をさせていただいております。柏市は、2023年に新聞の折り込みが減っているということから、全戸にポスティングにわざわざ変更しているんです。これは、広報紙が情報発信媒体というだけではなくて、情報到達を保障するインフラという位置づけで、これを全戸配布してるということです。調べますと、他市においてもいろんなところ——全国でも、近年、やっぱり新聞の折り込みが減ったということで、全戸配布に変更しているところが結構あります。本市においてもこの広報とりでに関して、情報到達を保障するインフラという位置づけとして全戸配布を検討するという予定はないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。全戸配布ということでございます。以前にも御質問いただいたことがあったかと思いますが、現時点におきまして、本市において全戸配布というのは予定はしてございません。ただ、もちろんそういった情報をきちんと市民にお届けするということは大変重要なことだと思っております。そういった中で、先ほどの部分とちょっと繰り返しの部分もございますけれども、年齢や生活環境などにより情報取得手段が異なることを踏まえ、多様な媒体を組み合わせることで情報が提供できることが重要であると認識しております。なので、デジタル媒体——先ほどいろいろ活用して、これからどんどん推進していく状態でありまして、ただ、もちろんそういったデジタル媒体を持ち合わせてない市民の方、また、高齢者の方でそういう手に取りに行くことができないような方に関しましては、主として、最寄りのコンビニ、スーパーなどもそうですけれども、本当に外出が困難な方とかそう

いった方に関しては、御要望いただければ、郵送による広報の配布というものもやっております。また、スマートフォンの扱いが慣れてない方というのもいらっしゃいます。そういった方に関しましては、本市で情報管理課などにおきまして、スマホ講座などのデジタル活用支援にも今現在取り組んでるところでございます。今後も、情報弱者とされる方々への情報提供の在り方につきましては、高齢者、福祉部門などをはじめとする関係部署や関係機関、地元の自治会の方とか、様々な方のいろいろお話をお伺いしながら、誰一人情報に取り残されることのない情報発信の充実に取り組んでいけるように、研究を進めていきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。なかなかお金のかかることですから、あれだと思うんですけど。まさに本当に本市においても過渡期になるという状況で、このデジタル媒体が本当にどこまで浸透するかというところが、一つ鍵になるんじゃないかなと思っております。先ほどちょっと答弁あったんですけど、改めてこの情報格差、これを埋めるために具体的にどういったことを行うのかというのを、改めて何か具体的ところで御答弁できますか。先ほどはデジタル媒体とあと郵送するということなんですけども、ほかにもしあればお伺いします。——大体あれですかね。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） お答えいたします。これまで述べてきたように、様々な形で——いろいろ研究もしながら、優良事例を取り入れながら研究は進めていきますのでよろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当に情報格差って、やっぱりこれいけないと思うんですよ。だから、その辺もしっかり考えて、どういうふうに——このプル型というのが手に取る——市民にとってはこれ、届かない情報だと思うんですよ。なかなか届きづらい。だからやっぱりプッシュ型でどうやってやるかということを改めて考えていただきたいなと思います。媒体が何であれ、市民の情報周知というのは広報を通じて行われます。広報って英語でパブリックリレーションズって言うんですね。直訳すると公共との関係ということになります。行政広報って歴史がありまして、1946年にGHQがパブリックリレーションズオフィスという、この設置を地方行政に要請したんです。この要請文には、「政策について正確な資料を県民に提供し、県民自身にそれを判断させ、県民の自由な意志を発表させることに努めなければならない」と記されております。つまり広報というのは、単なるお知らせではなくて、一番初めに広報の在り方というのを部長から御答弁あったように、行政と市民の関係づくりだということだと思います。市民への情報通知の方法として、必ず議会でも、広報とりで、ホームページなどを使ってということが挙げられるんですけど、これ単にこの手段を挙げるということでは、やっぱり「VIVA（ビバ）」づくり？アライバイづくり？になりかねないと思っております。で、この広報の本旨というのは、先ほど言ったように行政情報が確実に届くように市民が行政サービスを利用したり、市政に参加したりできる関係性をつくる。このことにあると私も思っております。

す。市民への情報——市行政情報の周知と広報の在り方、改めて共有していただいて、今後の取組を進めていただくように申し上げて、この質問を終わりにします。ありがとうございます。

続きまして、住宅の耐震化について質問いたします。現在ホームページで公表されている本市の住宅の耐震——失礼しました。本市の耐震改修促進計画、これ確認しますと、耐震化率——住宅の耐震化率、令和7年2月推計で全体で88.4%となっております。戸建て住宅の耐震化率は85.2%にとどまっております。ちなみに戸数にすると、戸建て住宅は4,343戸と、全体では5,312戸となっており、これ実は県内でも高い数値ではありません。平成30年の時点では全体で84.8%ということだったので、約4%弱上昇しているという状況です。また、取手市の住宅耐震——取手市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026を確認いたしますと、昨年度実績が、耐震診断が7戸、補助金がゼロ戸となっております。このアクションプログラムに課題及び改善策という項目あるんですけども、具体的なこの課題というのはどういうものがあつたのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、まず御質問にお答えさせていただきます。まず、住宅の耐震化の現状と課題というところでお話をさせていただければと思います。建築基準法の建物に対する耐震基準でございますけれども、昭和56年に大きく改正をされて、建物が地震の揺れに耐えられる耐震性能の部分が強化をされたというところでございます。それ以前の旧耐震基準で建てられた建物といいますのは、耐震性能が低いことが多く、過去の大地震におきまして、各地で大きな被害を受けていることが報告されております。取手市の住宅の耐震化の現状といたしましては、取手市耐震改修促進計画に取手市内の住宅の耐震化率を公表しておりますけれども、先ほど議員からお話いただきましたとおり、戸建て住宅におきましては85.2%、共同住宅などを含めました住宅全体では88.4%と推計しております。なお、国土交通省推計による全国の住宅の耐震化率は、戸建ての住宅が約85%、共同住宅を含めました住宅全体が約90%となっておりまして、取手市の各耐震化率とほぼ同程度となっているかなと考えております。取手市におきましては、耐震化率の向上の取組といたしまして、平成17年度から、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象としまして、木造住宅耐震診断士を派遣いたしまして耐震性能を調査する事業を、耐震診断受診者の自己負担なしで行っております。また平成21年度からは、耐震診断の結果、耐震性能が低い木造住宅に対しまして、性能を向上させるための耐震改修工事の費用の一部を補助する事業も行っているところでございます。住宅の耐震化の課題といたしましては、木造住宅耐震診断士の派遣事業におきましても、受診された方々へアンケートを行っておりまして、この中でお話をいただくものとしたしましては、「高齢であり、私たちの代以降も居住する人がいない」でありますとか、「資金が不足している——ない」でありますとか、「東日本大震災で大丈夫だったので問題ないと考えている」と、こういった声が寄せられておりますとおり、耐震診断を受診しても、耐震の改修までに至

らないというケースが多いことが、現状、挙げられるかと思います。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。アクションプログラム、いろいろと書かれております。取組の内容とか、昨年やった事項とか書かれているんですけども。例えば、啓発チラシを送付したとかいろいろなことがあるんですけども。DMを送ったとか、セミナー・説明会を実施したということなんですけど、この昨年の実績についての評価というのはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） 本田議員の御質問に答弁いたします。アクションプログラムで課題及び改善策ということで、「今後も耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要がある。説明会等を行い、耐震改修補助戸数の目標を達成できるよう取り組む」ということで挙げさせていただいております。実際に行った取組としましては、木造住宅耐震化事業を広く認識していただくために、市広報紙や市ホームページでの御案内や、市民向けに耐震診断士派遣事業や耐震改修補助制度の説明会、改修事業者向けの補助制度の説明会を行っております。そのほか、過去に耐震診断を受けた方に、耐震改修補助制度の御案内をダイレクトメールで送付したり、旧耐震基準で建てられた住宅にお住まいの方に、直接、目に触れていただくために、対象住宅に対して啓発用チラシのポスティングを職員が行っております。また今年度は令和7年第2回定例会の一般質問で、鈴木議員から御提案のありました、固定資産税の納税通知書にチラシを同封するというアイデアを参考に、固定資産税の納税通知書の封書に、木造住宅耐震化事業の御案内を印刷するという形でも周知に努めていることでございます。実際に、このチラシ配布実績でございますが、令和6年で約400件、令和7年で460件、今年度——令和8年でこれまで120件、これまで延べで2,700件のポスティングを行っております。市民向けの説明会でございますが、今年度、ちょうど先週の6月3日に予定しておりまして、台風が重なってしまいまして、個別にちょっと事前に御連絡して、この雨風の中に来ていただくのは申し訳ないので、個別で対応するような対応を取らせていただいております。これまで様々な取組をしてきていますが、なかなか地震が——大きな地震の後、時間がたつと、なかなか関心が薄れてしまうというところが現状としてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 住宅耐震補強費補助金というのが、これ、アクションプログラムの中で目標値が書いてあるんですね、前年——今年の。この補助戸数というのが、アクションプログラムだと2戸になってて、ホームページだと先着1戸と書いてあるんですよ。これ対象の数が違うんですけど、あくまで目標ということで、多くの希望があれば実施するというところでよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） 本田議員の御質問に答弁いたします。議員ご指摘のとおり、取手市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026では、耐震改修費補助の目標

頭数を2棟としてございます。そして、この事業は国の社会資本整備総合交付金や、県の本造住宅耐震化支援事業費補助金を活用しながら行っている事業でございまして、社会資本整備総合交付金の申請においても2棟分の要望をしておりましたが、茨城県内での予算配分が1棟分という配分結果となりましたことから、今年度の募集棟数は、現時点で予算が確保されている1棟としてございます。今後、募集する中で1棟を超える相談が寄せられましたら、茨城県とも適宜、情報共有と調整を行いながら柔軟に対応し、当初の目標棟数を達成したいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。ちょっと目標以前にというか、耐震化率の目標値を95%と掲げてると思うんですよ。7年間で4%弱しか上がってないんですよ。それで国と県は、令和12年までにほぼほぼこれを解消するということを指針として出してます。現状とその目標値があまりにも乖離してる状況だと、私思うんですよ。全国平均で、先ほど90%ということなんですけども、茨城県91.5%なんですよ。それに比べると本市は低いんですね。そういったこともある中で、やっぱりいろんなハードルがあると、金銭的なところとか高齢だとかという、その課題はあるにしても、ここの目標値、本当にこの95%行けるのかどうかと、ここ、しっかり進めていく必要があると思うんですよ。で、その中で、多くの市町村で代理受領制度、これをやってところが結構あります。例えば、宮城県なんか相当その耐震化率が高くて、94%あるんですよ。全国平均は90%なんで、4%ぐらい高いんですけど。その代理受領制度なんかも積極的に進めてます。高知県は、県が主導してこの代理受領制度やってます。これはもう南海トラフの地震に備えて、早急に進めていく必要があるということで進めてるんだと思うんですけども、本市でこの代理受領制度を進めていく、導入するというお考えはあるのかを、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） 本田議員の御質問に答弁いたします。議員ご紹介の代理受領制度とは、申請者が受け取る補助金を、施工業者等が代わりに市から直接受け取ることができる制度でございます。通常、申請者は、工事費を施工業者等に支払いを完了させた後に市から補助金を受けております。代理受領制度を活用することにより、申請者は、工事費と補助金の差額分のみを施工業者等に支払うこととなりますので、工事費の全額を用意する必要がなくなります。令和8年度時点で茨城県内では、水戸市、日立市、ひたちなか市が代理受領制度を導入してございます。導入した理由を確認したところ、緊急輸送道路等を塞いでしまう可能性がある、要安全確認計画記載建築物の耐震診断の実施を促すためであり、耐震診断の補助金の代理受領制度とあわせて、木造住宅耐震補強工事の補助金にも活用できるようにしてお聞きいたしました。現時点で、木造住宅耐震補強工事で代理受領制度を活用した実績はないと聞いておりますので、今後は、市民の皆様からの御要望や他市の動向を見ながら調査研究をしていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私、茨城県の担当課に、この代理受領制度のことを聞きました。県は、各市町村にお願いをしてると――導入するようにお願いしてるということと言われ

てますけども、それでもやらないということによろしいですか。県はそういう方針を出してます。

○議長（山野井 隆君） 建築指導課長、田中健二君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。県のほうから、そういう照会はございました。現在のところ、市民の皆様から代理受領制度についてのご相談等は受けてございません。他市でも利用の実績がまだないということですので、市民の皆様からのニーズを確認しながら、調査研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 市民の方が代理受領制度を知ってるとは思えません。多分、知ってる方は相当詳しい人じゃないかなと思います。そういったことから、やっぱり代理受領制度は、行政側がしっかりとその制度を導入して、それを発信していく必要があると思うんですけども、これについていかがでしょうか。

〔ベル音〕

○議長（山野井 隆君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。この代理受領制度、ここ一、二年で各市町村で導入が少しずつ広まってきた制度だと思いますので、今後も、他市の状況とかも確認しながら検討していきたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 正直、茨城県は遅れています。それ認識していただいたほうがいいかなと思います。実際に、本当に他市ではどんどんこれ代理受領制度を進めてます。今、この茨城県南部って南部地震が、直下型が想定されてますので、やっぱり耐震化をどんどん進めていく必要があると思います。そのことをしっかり認識した上で、今後しっかり検討していただきたいなと思います。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

以上で通告された一般質問は全て終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時 05 分散会